

加東市水防計画

令和5年

加 東 市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任（関係部分を要約して抜粋）	3
第2章 水防組織	7
第1節 水防対策本部	7
第2節 消防団水防班	12
第3章 水防態勢	14
第1節 水防態勢	14
第2節 水防非常配備	14
第3節 水防配備の伝達	15
第4節 消防団における水防配備	15
第5節 居住者等出動	16
第6節 水防配備の解除	16
第4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等	17
第1節 重要水防箇所	17
第2節 危険が予想される箇所	21
第3節 その他（堤高15m以上の農業用ため池・ダム）	42
第5章 気象情報等の収集伝達	45
第1節 気象注意報・気象警報等（神戸地方気象台発表）	45
第2節 洪水予報（姫路河川国道事務所・神戸地方気象台共同発表）	46
第3節 水防警報	48
第4節 水位周知河川における水位情報の周知・公表	49
第5節 水防指令	50
第6節 ダム放流の通知（鴨川・大川瀬ダム管理所及び川代ダム管理所）	50
第7節 水防に関する情報等の収集	51
第6章 雨量及び水位の観測所	52
第7章 施設等の監視	54
第1節 施設等の監視	54
第2節 重要水防箇所等の巡視	54
第8章 水防活動	55
第1節 水防作業	55
第2節 緊急通行	55
第3節 警戒区域の指定	55
第9章 避難のための立退き	56
第10章 水防信号	57
第11章 水防関連施設	58

第12章	輸送の確保	64
第13章	決壊の通報及び決壊後の処置	65
第1節	決壊の通知	65
第2節	決壊後の処置	65
第14章	関係団体との相互協力と応援	66
第1節	水防関係機関等との連絡	66
第2節	隣接水防管理団体相互の協力と応援	66
第3節	警察署との協議	66
第4節	自衛隊の災害派遣要請要求	67
第15章	水防記録及び報告	68
第1節	水防記録	68
第2節	報告	68
第16章	水防通信	70
第17章	住民に対する周知	71
第1節	周知事項	71
第2節	周知方法	71
第18章	避難	72
第19章	車両優先通行標識及び身分証明書	73
第1節	車両優先通行標識	73
第2節	身分証明書（証票）	74
第20章	費用負担と公用負担	75
第1節	費用負担	75
第2節	公用負担	75
第21章	水防計画及び水防訓練	77

資 料

1	加東市水防実施状況報告書	79
2	水防関係機関一覧	80
3	重要水防箇所等位置図	82
4	土砂災害警戒区域位置図	86
5	防災関連施設位置図	92
6	水防法	102

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条に基づき、同法第 1 条の目的を達成するために、加東市（以下「市」という。）内の河川、ため池及び内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ）等に対する水防上必要な情報の収集、監視、警戒、通信、連絡、輸送、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援、他の水防機関との協力と応援並びに水防に必要な倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。

第 2 節 用語の定義

この計画における用語は次によるものとする。

1 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）

水防の責任を有する市をいう。

2 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体である市の長をいう。

3 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）

消防本部を置く市にあっては消防長をいう。

4 水防警報（法第 2 条第 8 項）

国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川について、洪水によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。加東市内においては、河川のみ発表される。

水防警報第 1 号＝待機

水防警報第 2 号＝準備

水防警報第 3 号＝出動

水防警報第 4 号＝解除

5 水防警報河川（法第 16 条）

(1) 国土交通大臣が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川をいう。

(2) 知事が、前項以外の河川で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川をいう。

6 洪水予警報（法第 10 条、第 11 条）

気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象長官とが共同して）が、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

7 水位周知河川（法第 13 条）

国土交通大臣又は知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

8 水防指令

兵庫県水防本部長（知事）が、県の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

水防指令第 1 号＝第 1 非常配備態勢（少数の人員）

水防指令第 2 号＝第 2 非常配備態勢（概ね 5 割以内の人員）

水防指令第 3 号＝第 3 非常配備態勢（原則として全員）

9 水防団待機水位（通報水位）（法第 12 条第 1 項）

河川にかかる量水標管理者（土木事務所長等。以下同じ）が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。

10 氾濫注意（警戒）水位（法第 12 条第 2 項、第 17 条）

増水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者は、水防本部長に報告することとなっている。

11 避難判断水位

市が発する高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。

12 洪水特別警戒水位（法第 13 条第 1 項、第 2 項）

警戒水位（氾濫注意水位）を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、水位周知河川においては氾濫危険水位に相当する（市が発する避難指示の目安）。

13 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市が発する避難指示の目安となる水位で、水位周知河川においては洪水特別警戒水位に相当する。

第3節 水防の責任（関係部分を要約して抜粋）

1 市の責任（法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 県の責任（法第3条の6）

兵庫県（以下「県」という。）は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

3 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第10条第1項）

気象庁長官（神戸地方気象台長）は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を兵庫県知事（以下「知事」という。）に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任（法第10条第2項、法第13条第1項、法第13条の4、法第14条、法第15条の9、法第16条第1項・第2項）

(1) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官（神戸地方気象台長）と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(2) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。

(3) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について洪水等により、重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行い、知事に通知しなければならない。

(4) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(5) 国土交通大臣（近畿地方整備局長）は、あらかじめ指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水害による被害の軽減に資する組織を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため、大規模氾濫減災協議会を組織する。

5 知事の責任（法第10条第3項、法第11条、法第13条第2項・第3項、法第13条の2第1項、法第13条の3、法第13条の4、法第14条第2項・第4項、法第14条の2第1項・第3項、法第14条の3第1項・第3項、法第15条の10第1項、法第16条第1項・第3項）

- (1) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれのあると認められるときは、気象庁長官（神戸地方気象台長）と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (2) 知事は、洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。
- (3) 知事は、あらかじめ指定した河川について水防警報を発表しなければならない。
- (4) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (5) 知事は、洪水予報を行った場合又は洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を市長に通知しなければならない。
- (6) 知事は、国土交通大臣（近畿地方整備局長）から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。
- (7) 知事は、国土交通大臣（近畿地方整備局長）から水防警報の通知を受けたとき、又は(3)項の水防警報を発表したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他の水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- (8) 知事は、国土交通大臣（近畿地方整備局長）から河川の水位が洪水特別警戒水位に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- (9) 知事は、あらかじめ指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水害による被害の軽減に資する組織を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

6 市防災会議の責任（法第15条第1項・第2項）

- (1) 市防災会議は、市地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 洪水予報及び特別警戒水位（洪水、雨水出水）到達情報の伝達方法
 - イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
 - ウ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 浸水想定区域（洪水、雨水出水）内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 大規模な工場その他の施設（エを除く）であって市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものの

名称及び所在地(所有者又は管理者から申し出があった施設に限る。)

カ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- (2) 市防災会議は、浸水想定区域内の前項エ及びオの施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び特別警戒水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。

7 市長の責任（法第13条の2第2項、法第14条の2第1項・第3項、法第15条第3項、法第15条の3第3項、法第15条の11）

- (1) 市長は、あらかじめ指定した排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (2) 市長は、あらかじめ指定した排水施設等について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表する。
- (3) 市長は、市地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を市民、滞在者その他の者に周知させるよう努めるものとする。
- (4) 市地域防災計画に定められた事項を市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (5) 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要であると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について必要な助言又は勧告をすることができる。
- (6) 市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により市民等に周知することとする。

8 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任（法第15条の3）

- (1) 当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告しなければならない。
- (2) 洪水時の避難のための訓練を行わなければならない。
- (3) 自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

9 市地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者の責任（法第 15 条の 4）

- (1) 当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。
- (2) 洪水時の浸水防止のための訓練を行うこと。
- (3) 自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

10 水防管理者の責任（法第 15 条の 6・7、法第 17 条）

- (1) 水防管理者は、洪水被害軽減地区を指定するときは、公示、通知及び標識を設置しなければならない。
- (2) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意（警戒）水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

11 警察署の任務（法第 22 条）

警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力するものとする。

12 通信機関の責任（法第 27 条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

13 河川にかかる量水標管理者の責任（法第 12 条）

河川にかかる量水標管理者は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14 市民の義務（法第 24 条、法第 29 条）

市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防対策本部

1 設置

市長は、市内において風水害が発生することが予測される段階で、次の場合に、水防対策本部を設置し、水防事務を処理する。

なお、水防対策本部設置には至らないが、今後の気象状況等に十分注意が必要な場合は、警戒体制をとり、情報収集に努めるとともに、初動対応について検討するものとする。

設 置 基 準	
(1)	河川水位が氾濫注意（警戒）水位を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想されるとき。
(2)	氾濫注意情報が発表されたとき。
(3)	市内通過河川に水防警報第3号（出動）が発表されたとき。
(4)	大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。
(5)	その他、市長が必要と認めるとき。

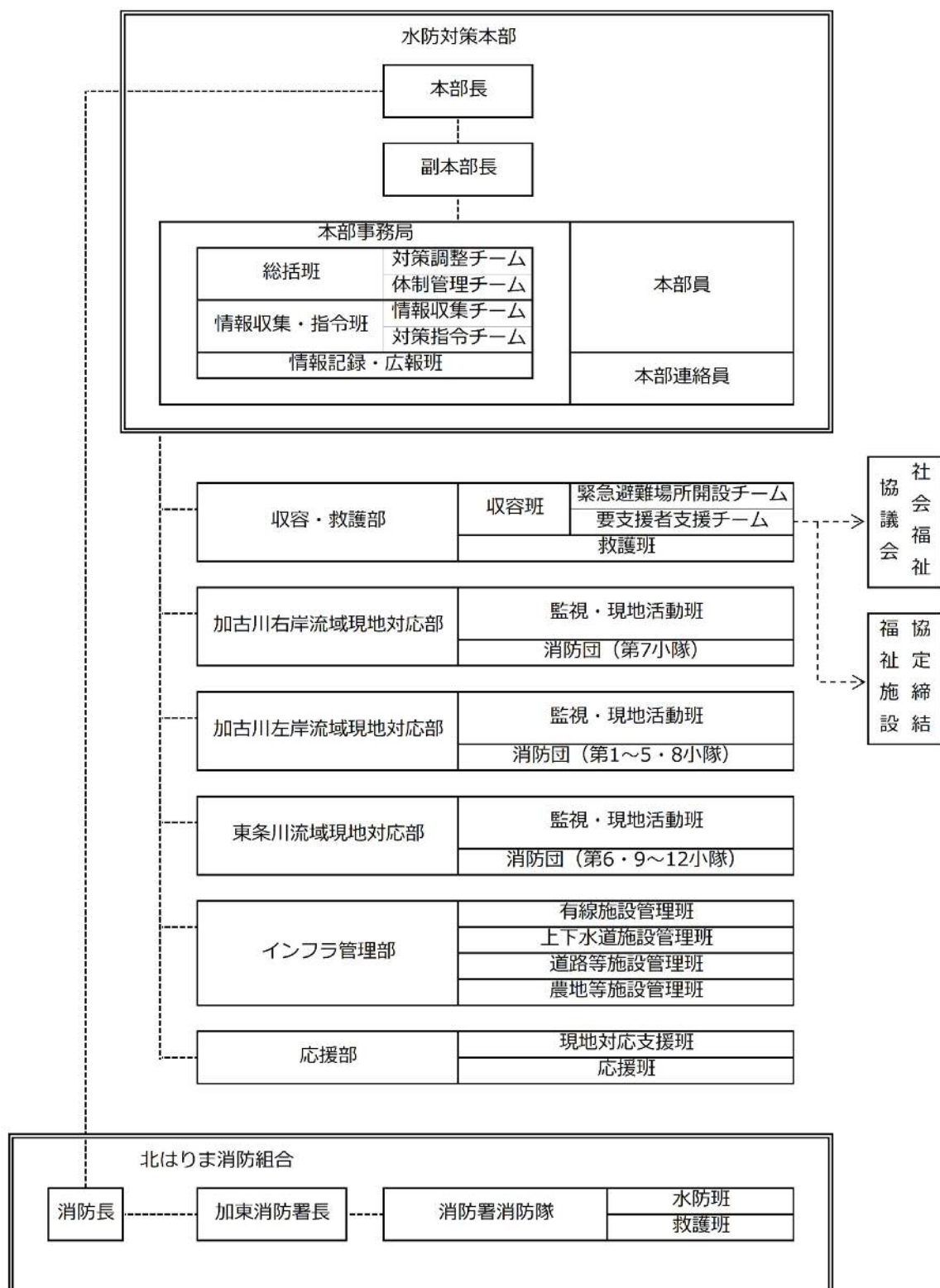
2 構成

水防対策本部は、市長を水防対策本部長（以下「本部長」という。）、副市長を水防対策副本部長（以下「副本部長」という。）として以下の構成により組織する。

ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監の順に本部長を代理する。

名称	加東市水防対策本部
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本部員	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書広報課長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	市役所内
設置基準	水防第2号配備の配備基準を満たしたとき
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。

水防対策本部組織図



3 水防対策本部会議

会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、主に次の事項について協議する。

- (1) 水防警戒対策、水防応急対策の総合調整に関する事
- (2) 県水防本部との協議に関する事
- (3) 職員の動員、配備体制並びに災害対策本部体制への移行に関する事
- (4) 避難指示等及び警戒区域の設定に関する事
- (5) 関係機関への応援要請に関する事
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関する事

4 事務分掌

水防対策本部における事務並びに任務分担は、以下を目安とする。

ただし、本部長の指示によりそのつど適切に対応するものとする。

部	班名	事務分掌
水防対策本部		1 水防対策本部の設置及び廃止 2 水防対策活動の総括 3 配備体制の決定 4 避難情報等の発令 5 支援要請の決定（自衛隊、県、協定締結市町等） 6 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定
本部連絡員		1 本部員と各部との連絡調整 2 各部からの情報の取りまとめ
本部事務局	総括班	1 水防対策本部の庶務・総合調整 2 収集した情報の分析 3 河川・雨量情報の収集及び氾濫予測
	【対策調整チーム】	1 本部員と各部との連絡調整 2 水防対策に関する県との調整 3 排水ポンプパッケージ車両運用の要請・指示 4 県への報告（フェニックス防災システムの入力含む） 5 Lアラート対応 6 被害報告書の作成 7 鴨川・大川瀬ダム、川代ダム放流情報の収集 8 消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 9 ライフライン関係機関との連絡調整 10 自衛隊の派遣要請 11 応援協定に基づく応援要請 12 災害協定事業者との連絡調整 13 消防団の調整 14 区長等との連絡調整

部	班名	事務分掌
	【体制管理チーム】	1 職員の配備状況の把握 2 職員の動員・配置 3 必要資機材の準備、緊急機材、用品等の調達 4 公用車の確保・準備 5 市庁舎の保全 6 本部会議室、各部各班配備場所及び対応環境の確保 7 その他水防対策体制保持に必要な事項の対応
	情報収集・指令班	
	【情報収集チーム】	1 市民等からの電話対応 2 受けた情報の処理票作成
	【対策指令チーム】	1 収集した情報に対する対応の検討 2 対応する部・班の決定・連絡
	【情報記録・広報班】	1 被害情報・重要決定事項の記録・整理 2 被害情報・重要決定事項の庁内周知 3 各部所管の被害情報の取りまとめ 4 防災行政無線による放送、文字放送の提供 5 かとう安全安心ネットによるメール配信 6 ホームページによる広報 7 報道機関に対する情報提供・連絡調整
収容・救護部	収容班	1 緊急避難場所の開設運営の総括
	【緊急避難場所開設チーム】	1 緊急避難場所の開設運営 2 避難者名簿の作成、報告 3 被災者への、食料、物資の配布
	【要配慮者支援チーム】	1 要配慮者の避難所収容 2 福祉避難所の開設準備 3 民生委員及び児童委員への連絡 4 要配慮者の対応
	救護班	1 避難所救護及び避難所内の衛生管理 2 被災者及び避難者の健康管理及び指導等 3 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の対応

部	班名	事務分掌
各 現 地 対 応 部 (共 通)	【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】	
	監視・現地活動班	1 河川、水路、橋梁、ため池等のパトロール 2 記録写真の撮影 3 河川水位の監視報告及び樋門の管理（区長との協議による） 4 重要パトロール箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5 土砂災害警戒区域等の情報収集 6 倒木、飛散物等障害物の除去、土のう積み等応急対応 7 水防団、自主防災組織等への水防活動、避難誘導の指示 8 避難情報の広報及び避難者の誘導 9 自衛隊出動要請時の現場誘導、指示 10 水防資機材の搬送 11 道路規制及び水防団への道路規制の指示 12 交通規制 13 災害対策本部への現状報告
イ ン フ ラ 管 理 部	有線施設管理班	1 所管施設の点検、保全措置 2 被災施設の復旧対応 3 所管施設被災による障害発生への広報
	上下水道施設管理班	1 雨水排水施設の点検、排水障害物の除去等浸水予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生への広報
	道路等施設管理班	1 市道等浸水危険箇所の危険予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生への広報
	農地等施設管理班	1 農地等施設の危険予防の周知 2 被災施設の被害拡大防止
応 援 部	現地対応支援班	1 土のう配送
	応援班	1 各部への応援

第 2 節 消防団水防班

1 班編成

水防対策本部設置と同時に消防団による水防班を編成し、指揮本部を水防対策本部内に置く。

2 事務分掌

水防班における事務及び任務分担は、以下を目安とする。

ただし、消防団長の指示により、そのつど適切に対応するものとする。

部	班名	事務分掌
消 防 団	第 1 小隊水防班	1 災害の警戒及び防御
	第 2 小隊水防班	2 道路規制警備
	第 3 小隊水防班	3 被災者の救出及び救護
	第 4 小隊水防班	4 避難情報の広報及び避難者の誘導
	第 5 小隊水防班	5 被害情報の収集及び伝達
	第 6 小隊水防班	6 災害現場の広報
	第 7 小隊水防班	7 その他応急対策特命
	第 8 小隊水防班	
	第 9 小隊水防班	
	第 10 小隊水防班	
	第 11 小隊水防班	
	第 12 小隊水防班	

3 消防団水防班の水防区域

区分	消防団水防班	区域（____は分団を有しない地区）	防災備蓄倉庫
加古川左岸流域 現地対応部	第1小隊水防班 （6分団）	社、 <u>ひろのが丘</u> 、 <u>嬉野台団地</u> 、 <u>藤田南</u> 、 <u>大学山国</u> 、山国、松尾、出水、田中、鳥居 計10地区	社
	第2小隊水防班 （8分団）	貝原、野村、西垂水、窪田、家原、上中、 <u>上中団地</u> 、 <u>梶原</u> 、 <u>梶原団地</u> 、喜田 計10地区	社
	第3小隊水防班 （9分団）	沢部、 <u>沢部団地</u> 、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実 計10地区	福田
	第4小隊水防班 （5分団）	畑、廻渕、池之内、 <u>湖翠苑</u> 、上久米、下久米、久米 計7地区	米田
	第5小隊水防班 （7分団）	上三草、下三草、木梨、藤田、山口、馬瀬、牧野、吉馬、 <u>やしろ台</u> 計9地区	上福田
	第8小隊水防班 （6分団）	新町、北野、穂積、稲尾、曾我、多井田 計6地区	北野
加古川右岸流域 現地対応部	第7小隊水防班 （5分団）	光明寺、上滝野、下滝野、河高、高岡、 <u>桜台</u> 計6地区	上滝野 滝野南
東条川流域 現地対応部	第6小隊水防班 （3分団）	上鴨川、下鴨川、平木 計3地区	鴨川
	第9小隊水防班 （7分団）	黒谷、古家、常田、 <u>秋津台</u> 、西戸、少分谷、貞守、長井 計8地区	（旧東条庁舎 車庫）
	第10小隊水防班 （6分団）	天神、椅鹿谷、長谷、黒石、 <u>永福台</u> 、横谷、森、 <u>南山</u> 計8地区	（旧東条庁舎 車庫）
	第11小隊水防班 （6分団）	岡本、岩屋、森尾、新定、吉井、藪 計6地区	（旧東条庁舎 車庫）
	第12小隊水防班 （7分団）	小沢、栄枝、厚利、松沢、東垂水、大畑、蔵谷、 <u>依藤野</u> 、 <u>嬉野東</u> 計9地区	（旧東条庁舎 車庫）

第3章 水防態勢

第1節 水防態勢

風水害のおそれのある場合、河川水位、大雨警報（土砂災害）、水防警報及び水防指令を参考に、水防態勢に入るものとする。

第2節 水防非常配備

市長は、水防態勢に入る必要があると認めるときは、職員及び水防団員に水防非常配備につくよう指令する。ただし、防災課長が緊急に水防非常配備につく必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行わなければならない。この場合、速やかに市長に報告を行うものとする。

1 水防連絡体制

(1) 連絡員待機

防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動体制を確立するため、必要と認める場合は、防災課員に対し、連絡員待機を指令するものとする。

体制区分	配 備 時 期	体制の内容
連絡員待機	(1) 県の連絡員待機指令が発令されたとき (2) 市内又は市内通過河川上流部に相当な降雨が予想されるとき (3) この他、市長が必要と認めるとき	防災課の職員1～2名で情報収集に当たる

(2) 水防第0号配備

防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動体制を確立するため、必要と認める場合は、防災課員及び各部あらかじめ定められた職員（水防第0号配備職員）に対し、配備を指令するものとする。

体制区分	配 備 時 期	体制の内容
水防第0号配備体制	(1) 河川水位が水防団待機水位（通報水位）を突破したとき ※水防団待機水位：板波（加古川）2.00m、吉井上流（東条川）1.50m、家原（千鳥川）1.40m (2) 市内通過河川に水防警報第1号（待機）が発表されたとき (3) この他、市長が必要と認めるとき	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たる [その他、自宅待機]

2 水防警戒配備

副市長は、水防対策本部の設置に備えることが必要と認める場合は、水防警戒本部を設置し、各部あらかじめ定められた職員（水防第1号配備職員）に対し、配備を発令するものとする。

体制区分	配 備 時 期	体制の内容
水防第 1 号 配備体制	(1) 水防第 0 号配備を発令した後、更に水位の上昇が予想されるとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第 2 号（準備）が発表されたとき。	各部あらかじめ定められた職員を配置し情報の収集、伝達等にあたる。 [その他、自宅待機]

3 水防非常配備

市長は、水防のため本部設置が必要と認める場合は、本部を設置し、以下のとおり配備を発令するものとする。

体制区分	配 備 時 期	体制の内容
水防第 2 号 配備体制	(1) 河川水位が氾濫注意（警戒）水位を突破又は突破のおそれがあり、更なる水位上昇が予想されるとき ※氾濫注意水位：板波（加古川）3.50m、吉井上流（東条川）2.00m、家原（千鳥川）2.30m (2) 氾濫注意情報が発表されたとき (3) 市内通過河川に水防警報第 3 号（出動）が発表されたとき (4) 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき	各部あらかじめ定められた職員を配備し、災害対策等にあたる。 [その他、自宅待機]
水防第 3 号 配備体制	警戒レベル 3（高齢者等避難）を市が発令するとき。	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。

第 3 節 水防配備の伝達

水防配備の伝達については、本部事務局より、かとう安全安心ネット、電子掲示板、庁内放送、口頭、電話、緊急時連絡網等の適切な手段を用いて、速やかに本部員及び職員にその旨を伝達するものとする。勤務時間内には、口頭、電話、電子掲示板を中心に、勤務時間外には、かとう安全安心ネットを中心に活用する。

第 4 節 消防団における水防配備

水防配備における配備人員の目安は、次のとおりとする。

	水防第 0 号配備	水防第 1 号配備	水防第 2 号配備	水防第 3 号配備
消防団 水防班	全員自宅待機	水防地区の状況により一部又は全員出動	全員出動	全員出動

第 5 節 居住者等出勤

法第 24 条の規定により、市長又は消防団長は、水防のためやむをえない必要があるときは、現場周辺地域居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第 6 節 水防配備の解除

市長は、河川水位が氾濫注意（警戒）水位以下に低下し、予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは水防配備を解除する。解除の伝達は、水防配備の伝達に準じて行う。

なお、水防対策本部が災害対策本部に移行したときは、水防第 3 号配備から災害第 3 号配備に移行する。

第4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等

第1節 重要水防箇所 【R4.5 現在】

水防活動時に重点的に巡視・点検が必要な箇所等は次のとおりとされ、水防上の重要度によって区分されている。

1 国土交通省（姫路河川国道事務所）直轄

(1) 加古川左岸

河川	重 要 水 防 箇 所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	左	600	25.50～26.10km	西古瀬	越水（溢水）	A		45
	左	600	26.10～26.70km	西古瀬	越水（溢水）	B		47
	左	400	26.70～27.10km	西古瀬	越水（溢水）	A		48
	左	1ヶ所	26.87km	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門	49
	－	1ヶ所	27.80km	大門	工作物	B	大門橋	50
	左	400	27.90～28.30km	大門	越水（溢水）	A		52
	左	100	28.00～28.10km	大門	水衝・洗掘	A		53
	左	200	30.70～30.90km	貝原	越水（溢水）	B	無堤区間	57
	－	1ヶ所	30.70km	貝原	工作物	B	福田橋	58
	左	200	30.90～31.10km	貝原	越水（溢水）	A	無堤区間	60
	左	200	31.10～31.30km	貝原	越水（溢水）	B	無堤区間	63
	左	800	31.30～32.10km	西垂水	越水（溢水）	A	無堤区間	64
	左	100	31.80～31.90km	西垂水	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (31.8k + 40m)	65
	左	100	31.90～32.00km	河高	水衝・洗掘	A		66
	左	200	32.10～32.30km	河高	越水（溢水）	B		68
	左	600	32.50～33.10km	穂積	越水（溢水）	A		69
	左	100	32.80～32.90km	穂積	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (32.8k)	71
	左	1,200	33.10～34.30km	北野	越水（溢水）	B		72
	－	1ヶ所	33.80km	北野	工作物	B	滝野大橋	74
	－	1ヶ所	34.60km	新町	工作物	A	滝見橋	75
	左	200	34.70～34.90km	新町	越水（溢水）	B		76
	左	100	35.20～35.30km	多井田	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (35.2k + 90m)	77
	左	1,100	35.30～36.40km	多井田	越水（溢水）	A	無堤区間	78
	左	100	36.40～36.50km	西脇市 高松町	越水（溢水）	B		82

(2) 加古川右岸

河川	重 要 水 防 箇 所							
	岸別	延長m	距 離 杭	地先名	種別	重要度	備 考	地図番号
加古川	右	200	30.70～30.90km	河高	越水（溢水）	A		56
	右	1,000	30.90～31.90km	河高	越水（溢水）	B		59
	右	1,600	31.00～32.60km	河高	堤体漏水	B		61
	右	1,600	31.00～32.60km	河高	基礎地盤漏水	B		62
	右	800	31.90～32.70km	河高	越水（溢水）	A		67
	右	1,000	32.70～33.70km	下滝野	越水（溢水）	B		70
	右	1,400	33.70～35.10km	上滝野	越水（溢水）	A		73
	右	600	35.50～36.10km	上滝野	越水（溢水）	B		79
	右	200	36.10～36.30km	上滝野	越水（溢水）	A		80
	右	200	36.30～36.50km	西脇市板波町	越水（溢水）	B		81

(3) 東条川

河川	重 要 水 防 箇 所							
	岸別	延長m	距 離 杭	地先名	種別	重要度	備 考	地図番号
東条川	右	300	0.00～0.30km	西古瀬	越水（溢水）	A	合流点	1
	右	100	0.40～0.50km	西古瀬	水衝・洗掘	A		2

2 県土整備部（加東土木事務所）所管

(1) 社地域

河川	重 要 水 防 箇 所							
	岸別	延長 m	地 点	危険理由		対策 工法	区 域	地図 番号
千鳥川	右	500	木梨、藤田 落合橋～藤田橋	堤防高	2－A	積土俵	A	39
三草川	右	100	山口 山口橋上流	堤防高	4－A	積土俵	A	40

(2) 滝野地域

河川	重 要 水 防 箇 所							
	岸別	延長 m	地 点	危険理由		対策 工法	区 域	地図 番号
油谷川	左	200	河高 加古川合流点～上流 200m	堤防高	2－A	積土俵	A	41
	右	200	河高 加古川合流点～上流 200m	堤防高	2－A	積土俵	A	42

(3) 東条地域

河川	重 要 水 防 箇 所							
	岸別	延長 m	地 点	危険理由		対策 工法	区 域	地図 番号
東条川	右	600	松沢 新橋下流	工作物	4－要	積土俵	要	27
	右	200	松沢 新橋上流	堤防高	3－要	積土俵	要	28
	右	400	掎鹿谷 大岩橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	29
	左	300	長井 暁雲橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	30
	左	400	長井 雲龍橋上流	洗掘	2－要	木流し	要	31
	右	600	黒谷 雲龍橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	32
	右	300	古家、常田 住吉橋上下流	洗掘	1－要	木流し	要	33
	左	500	貞守、少分谷 一ノ井堰下流	工作物	3－B	積土俵	B	34
	左	150	少分谷 上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	35
	右	500	西戸 上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	36
鴨川	左	600	古家 井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	37
	右	550	黒谷 井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	38

※ 区域別（県）

A	水防上最も重要な区域
B	次に重要な区域
要	要注意区域

※ 危険理由① 背後地の重要度に関する基準（県）

1	市街地又は集落を形成している区域
2	公共施設（鉄道、国県市町道）、公共建物（官公庁、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する区域
3	農地、工場等の地域経済において重要な区域
4	その他上記に準じる重要な区域

重要水防箇所評定（指定）基準【国土交通省（県）】

※ 危険理由② 重要水防箇所指定基準（県）

種 別	重 要 度（重要水防箇所）		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衡 ・ 洗 掘	水衡部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衡部にある堤防の前面の川床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤防・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

第2節 危険が予想される箇所 【R4.4 現在】

降雨等による災害発生の危険が予想される箇所は、それぞれ次のとおりとされている。

1 土石流危険箇所（土石流危険溪流・崩壊土砂流出危険地区）

1-1 土石流危険溪流【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

(1) 社地域

溪流番号	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			地図番号
				溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-社町-I-1	千鳥川	下久米第2	下久米	23	3	5	201
加-社町-I-2	大池川	池ノ内容	池ノ内	32	9	5	202
加-社町-I-3	奥鹿野川	畑西谷2	畑	37	9	17	203
加-社町-I-4	奥鹿野川	畑谷	畑	23	4	10	204
加-社町-I-5	鴨川	上鴨川	上鴨川	40	10	11	205
加-社町-I-6	鴨川	西上鴨川	上鴨川	152	63	11	206
加-社町-I-7	神山川	神山池東谷	上鴨川	65	13	18	207
加-社町-I-8	神山川	鴨川東谷	上鴨川	11	3	15	208
加-社町-I-9	神山川	神山池南谷	上鴨川	34	11	13	209
加-社町-I-10	越道川	下鴨川南谷	平木	14	3	16	210
加-社町-I-11	越道川	のぞき川	平木	40	18	8	211
加-社町-I-12	越道川	仙人川	平木	99	33	11	212
加-社町-I-13	越道川	荷子川西谷	平木	10	3	11	213
加-社町-I-14	東条川	滝谷川南谷	平木	28	8	12	214
加-社町-I-15	東条川	下平木谷	平木	86	33	8	215
加-社町-I-16	千鳥川	久米第2	久米	24	4	7	216
加-社町-I-17	千鳥川	久米谷	久米	15	2	8	217
加-社町-II-1	三草川	馬瀬北谷	馬瀬	84	37	8	218
加-社町-II-2	三草川	御所南谷	馬瀬	51	26	7	219
加-社町-II-3	三草川	馬瀬南谷	馬瀬	22	5	20	220
加-社町-II-4	千鳥川	上三草	藤田	11	2	5	221
加-社町-II-5	千鳥川	下久米第3	下久米	7	2	8	222
加-社町-II-6	鹿野川	下久米谷	下久米	10	1	8	-
加-社町-II-7	鹿野川	鹿野小谷	下久米	9	1	13	291
加-社町-II-8	鹿野川	鹿野谷	下久米	32	6	4	223
加-社町-II-9	奥鹿野川	畑西谷1	畑	29	5	14	224
加-社町-II-10	鴨川	下鴨奥谷	下鴨川	20	4	6	225
加-社町-II-11	鴨川	上鴨川南	上鴨川	21	5	11	226
加-社町-II-12	神山川	神山谷	上鴨川	15	3	25	227
加-社町-II-13	神山川	小上鴨谷	上鴨川	92	32	18	228
加-社町-II-14	神山川	神山奥谷	上鴨川	13	3	21	229
加-社町-II-15	神山川	北上鴨川	上鴨川	114	61	15	230
加-社町-II-16	神山川	神山東谷	上鴨川	12	4	14	292
加-社町-II-17	神山川	南上鴨川	上鴨川	15	5	21	231
加-社町-II-18	神山川	神山東谷	上鴨川	15	3	16	232

溪流番号	河川名	溪 流 名	溪流 所在地	溪流概況			地図 番号
				溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-社町-Ⅱ-19	神山川	上鴨川谷口	上鴨川	15	3	18	233
加-社町-Ⅱ-20	神山川	平木谷東	平木	26	4	19	234
加-社町-Ⅱ-21	神山川	平木谷	平木	49	16	15	235
加-社町-Ⅱ-22	神山川	平木谷西	平木	53	19	9	236
加-社町-Ⅱ-23	神山川	神山川下谷 1	上鴨川	61	18	8	237
加-社町-Ⅱ-24	神山川	神山川下谷 2	上鴨川	7	1	23	238
加-社町-Ⅱ-25	神山川	奥の谷池上谷	上鴨川	38	8	13	239
加-社町-Ⅱ-26	鴨川	下鴨川東谷	下鴨川	12	2	27	240
加-社町-Ⅱ-27	鴨川	下鴨川谷	下鴨川	50	19	6	241
加-社町-Ⅱ-28	越道川	荷子川	平木	29	6	15	242
加-社町-Ⅱ-29	越道川	荷子川東谷	平木	29	3	19	243
加-社町-Ⅱ-30	東条川	滝谷川	平木	97	49	11	244
加-社町-Ⅱ-31	東条川	下平木南谷	平木	15	7	8	245
加-社町-Ⅱ-32	越道川	平木鉾山西谷	平木	16	6	18	246

(2) 滝野地域

溪流番号	河川名	溪 流 名	溪流 所在地	溪流概況			地図 番号
				溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-滝野-Ⅰ-1	加古川	右支溪第一	下滝野	23	4	4	249
加-滝野-Ⅰ-2	加古川	右支溪第二	下滝野	78	23	10	250
加-滝野-Ⅱ-1	高倉川	左支溪第一	下滝野	38	12	16	251

(3) 東条地域

溪流番号	河川名	溪 流 名	溪流 所在地	溪流概況			地図 番号
				溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-東条-Ⅰ-1	東条川	右支溪第一	松沢	19	3	12	252
加-東条-Ⅰ-2	厚利川	栄枝	栄枝	42	9	6	253
加-東条-Ⅰ-3	東条川	右支溪第二	新定	62	12	5	254
加-東条-Ⅰ-4	東条川	右支溪第三	新定	60	16	5	255
加-東条-Ⅰ-5	東条川	右支溪第四	新定	12	2	5	256
加-東条-Ⅰ-6	東条川	右支溪第五	岩屋	31	5	11	257
加-東条-Ⅰ-7	東条川	右支溪第六	黒谷	30	8	8	258
加-東条-Ⅰ-8	東条川	右支溪第八	秋津	18	6	13	259
加-東条-Ⅰ-9	東条川	右支溪第九	秋津	12	3	12	260
加-東条-Ⅰ-10	東条川	右支溪第十一	秋津	37	8	8	261
加-東条-Ⅰ-11	永福川	左支溪第三	永福	36	10	5	262
加-東条-Ⅰ-12	森谷川	左支溪第一	森	25	3	6	263
加-東条-Ⅰ-13	東条川	左支溪第二	岡本	8	2	7	264
加-東条-Ⅰ-14	大畑川	右支溪第二	大畑	12	1	5	265

溪流番号	河川名	溪 流 名	溪流 所在地	溪流概況			地図 番号
				溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-東条-Ⅱ-1	厚利川	右支溪第二	栄枝	11	1	11	266
加-東条-Ⅱ-2	厚利川	右支溪第三	栄枝	12	3	7	267
加-東条-Ⅱ-3	厚利川	左支溪第一	栄枝	35	6	5	268
加-東条-Ⅱ-4	東条川	右支溪第七	黒谷	10	2	9	269
加-東条-Ⅱ-5	東条川	右支溪第十	秋津	75	19	9	270
加-東条-Ⅱ-6	東条川	右支溪第十二	秋津	227	111	5	271
加-東条-Ⅱ-7	東条川	左支溪第三	長貞	10	1	11	272
加-東条-Ⅱ-8	永福川	右支溪第一	永福	19	3	3	293
加-東条-Ⅱ-9	永福川	左支溪第一	永福	20	4	6	273
加-東条-Ⅱ-10	永福川	左支溪第二	永福	18	2	6	274
加-東条-Ⅱ-11	東条川	左支溪第一	岡本	31	10	4	275
加-東条-Ⅱ-12	大谷川	カジャ谷	新定	14	3	4	276
加-東条-Ⅱ-13	大谷川	右支溪第一	新定	18	4	8	277
加-東条-Ⅱ-14	大畑川	右支溪第一	大畑	7	2	8	278
加-東条-Ⅱ-15	大畑川	左支溪第一	大畑	46	10	5	279

(4) 他市町（土石流発生時に加東市内に影響が想定される溪流のみ抜粋）

溪流番号	河川名	溪 流 名	溪流 所在地	溪流概況			地図 番号
				溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)	
加-篠山-I-125	東条川	南西川	丹波篠山市市原	32	5	16	82
加-篠山-I-126	神山川	堂ヶ谷川	丹波篠山市本荘	16	9	14	83

1-2 崩壊土砂流出危険地区【県農政環境部治山課（加東農林振興事務所）所管】

(1) 社地域

箇所番号	地区名	位 置		危険地区面積 (ha)	備 考
		大 字	字		
228-001	馬瀬	馬瀬	北山	1.64	
228-002	上鴨川（3）	上鴨川	西山ノ北	0.11	
228-003	上鴨川（1）	上鴨川	北山ノ北	2.14	
228-004	上鴨川（2）	上鴨川	北山	2.31	
228-005	平木（1）	平木	御防伏山	0.65	
228-006	平木（5）	平木	御嶽山	0.09	
228-007	平木（3）	平木	御嶽山	0.47	
228-008	平木（2）	平木	御嶽山	0.93	
228-009	平木（4）	平木	御嶽山	0.68	
228-010	下鴨川（2）	下鴨川	北山	0.28	
228-011	下鴨川（1）	下鴨川	西山	0.37	
228-012	上三草	上三草		0.79	
228-017	平木 7	平木		0.58	
228-018	平木 1	平木	御嶽山	0.05	

228-019	平木 2	平木	御嶽山	0.07	
228-021	上鴨川 1	上鴨川	東山	0.04	
228-022	平木 3	平木	御嶽山	0.11	
228-023	平木 4	平木	御嶽山	0.29	
228-024	平木 5	平木	御嶽山	0.07	
228-027	平木 6	平木	御嶽山	0.07	
228-028	上鴨川 2	上鴨川	北山	0.48	

(2) 滝野地域

箇所番号	地区名	位 置		危険地区面積 (ha)	備 考
		大 字	字		
228-013	下滝野 (2)	下滝野	大谷	0.35	
228-014	下滝野 (1)	下滝野	高倉	0.76	
228-015	上滝野	上滝野	奥ノ谷	1.78	
228-016	曾我	曾我	鍋子	0.34	
228-025	下滝野 (3)	下滝野	高倉ほか	0.39	

1-3 崩壊土砂流出危険地区【農林水産省林野庁（近畿中国森林管理局）所管（国有林内）】

箇所番号	字	危険地区面積 (ha)	備 考
282286-1	畑朝光山	1.13	
282286-2	馬瀬三草山	6.12	
282286-3	馬瀬三草山	0.75	

2 地すべり危険箇所等（地すべり危険箇所・地すべり防止区域・地すべり危険地区）

2-1 地すべり危険箇所・地すべり防止区域【県土整備部砂防課（加東土木事務所）・国土交通省所管】

(1) 社地域

整理番号	箇所名	河 川 名		位 置	面積 (ha)	地すべり防止区域の指定年月日	地図番号
		幹川名	溪流名	大字			
341-1	廻渕	千鳥川	大池川	廻渕	11.1	— — — — —	301
2	上久米	千鳥川	しづれ	上久米	20.8	— — — — —	302

(2) 東条地域

整理番号	箇所名	河 川 名		位 置	面積 (ha)	地すべり防止区域の指定年月日	地図番号
		幹川名	溪流名	大字			
343-1	黒石	東条川	—	永福	13.0	— — — — —	303
2	永福	東条川	—	永福	9.3	S48.2.27	304
3	天神	東条川	—	天神	28.2	S42.3.22 S49.4.12	305

2-2 地すべり危険地区・地すべり防止区域【県農政環境部治山課（加古川流域土地改良事務所）・（農林水産省農村振興局所管）】

整理 番号	箇所名	位置	危険地区 面積 (ha)	防止区域 面積 (ha)	地すべり防止区域 の指定年月日	地図 番号
341	新定大谷	新定	48.0	40.0	H28.6.20	306

3 がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

3-1 急傾斜地崩壊危険箇所【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

I：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所

(1) 社地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(社) 1	上条	上鴨川上条	45	320	36	1
自然	(社) 2	半坂	上鴨川半坂	42	110	30	2
自然	(社) 3	社(1)	社	35	155	14	3
自然	(社) 4	社(2)	社	45	85	14	4
自然	(社) 5	家原	家原	43	110	18	5
自然	(社) 6	上鴨川	上鴨川	45	200	60	6
自然	(社) 7	平木(1)	平木	60	140	50	7
自然	(社) 8	平木(2)	平木	50	350	136	8
自然	(社) 9	平木(3)	平木	60	550	120	9
自然	(社) 10	上三草	上三草	60	430	120	10
自然	(社) 11	上久米	上久米	34	155	120	11

(2) 滝野地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(滝) 1	多井田	多井田	47	70	7	83
自然	(滝) 2	下滝野	下滝野	33	220	8	-
自然	(滝) 3	下滝野(2)	下滝野	30	40	16	84

(3) 東条地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(東) 1	黒石	永福黒石	35	310	21	89
自然	(東) 2	中筋(1)	天神中筋	59	240	30	90
自然	(東) 3	中筋(2)	天神中筋	33	150	25	91
自然	(東) 4	中ノ垣内	岩屋中ノ垣内	40	370	32	92
自然	(東) 5	山ノ下	岩屋山ノ下	43	70	48	93
自然	(東) 6	大福	新定大福	49	205	12	94
自然	(東) 7	新定	新定	43	85	12	95
自然	(東) 8	西ノ越	栄枝西ノ越	48	145	16	96
自然	(東) 9	常田(1)	秋津常田	34	360	10	97
自然	(東) 10	常田(2)	秋津常田	30	95	34	98

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(東) 11	秋津台	秋津秋津台	30	240	30	99

Ⅱ：人家1～4戸の箇所

(1) 社地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(社) 1	上鴨川C	上鴨川	60	240	50	12
自然	(社) 2	上鴨川D	上鴨川	60	260	62	13
自然	(社) 3	上鴨川E	上鴨川	60	400	100	14
自然	(社) 4	上鴨川F	上鴨川	70	540	140	15
自然	(社) 5	上鴨川G	上鴨川	37	30	40	16
自然	(社) 6	上鴨川H	上鴨川	42	50	47	17
自然	(社) 7	上鴨川I	上鴨川	60	220	68	18
自然	(社) 8	上鴨川B	上鴨川	30	80	48	19
自然	(社) 9	上鴨川A	上鴨川	30	70	140	20
自然	(社) 10	平木A	平木	35	65	32	21
自然	(社) 11	平木B	平木	40	90	42	22
自然	(社) 12	平木C	平木	57	50	20	23
自然	(社) 13	平木D	平木	45	70	34	24
自然	(社) 14	平木E	平木	31	85	50	25
自然	(社) 15	平木F	平木	70	280	98	26
自然	(社) 16	下鴨川A	下鴨川	70	370	94	27
自然	(社) 17	下鴨川B	平木	35	30	10	28
自然	(社) 18	馬瀬A	馬瀬	34	58	30	29
自然	(社) 19	馬瀬B	馬瀬	30	90	68	30
自然	(社) 20	馬瀬C	馬瀬	47	40	10	31
自然	(社) 21	山口B	山口	60	350	40	32
自然	(社) 22	山口A	山口	37	70	30	33
自然	(社) 23	畑A	畑	45	110	85	34
自然	(社) 24	畑B	畑	40	90	36	35
自然	(社) 25	牧野	畑	60	550	80	36
自然	(社) 26	吉馬	上三草	36	125	125	37
自然	(社) 27	藤田A	吉馬	60	500	108	38
自然	(社) 28	藤田B	藤田	42	80	16	39
自然	(社) 29	上久米A	藤田	50	30	10	40
自然	(社) 30	上久米B	上久米	45	130	7	41
自然	(社) 31	上久米C	上久米	38	85	10	42
自然	(社) 32	畑C	上久米	43	77	90	43
自然	(社) 33	久米	久米	30	70	24	44
自然	(社) 34	上鴨川J	上鴨川	47	80	60	45
人工	(社) 1	平木	平木	39	40	32	46

(2) 滝野地域

斜面	箇所番号	箇所名	位 置	地 形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(滝) 1	多井田	多井田	36	50	8	85
自然	(滝) 2	下滝野	下滝野	37	60	10	86
自然	(滝) 3	河高	河高	30	60	14	87
人工	(滝) 1	光明寺	光明寺	48	90	8	88

(3) 東条地域

斜面	箇所番号	箇所名	位 置	地 形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(東) 1	大平井	新定大平井	45	95	13	100
自然	(東) 2	蔵ノ谷B	大畑蔵ノ谷	44	125	24	101
自然	(東) 3	黒谷	黒谷	45	65	30	102
自然	(東) 4	長谷A	黒谷	36	55	18	103
自然	(東) 5	新定D	秋津	35	70	24	104
自然	(東) 6	長谷B	黒谷	32	55	11	105
自然	(東) 7	黒石	永福黒石	34	70	17	106
自然	(東) 8	天神	天神	30	190	30	107
自然	(東) 9	岩屋C	岩屋	40	320	50	108
自然	(東) 10	岩屋B	岩屋	40	170	40	109
自然	(東) 11	岩屋A	岩屋	35	110	54	110
自然	(東) 12	森尾	森尾	30	450	26	111
自然	(東) 13	新定A	新定	30	60	20	112
自然	(東) 14	吉井A	吉井	30	100	30	113
自然	(東) 15	厚利A	厚利	37	90	40	114
自然	(東) 16	常田B	新定	31	90	32	115
自然	(東) 17	新定B	新定	30	160	12	116
自然	(東) 18	新定E	新定	34	50	20	117
自然	(東) 19	新定C	新定	36	95	14	118
自然	(東) 20	蔵ノ谷A	大畑蔵ノ谷	30	65	10	119
自然	(東) 21	蔵ノ谷C	大畑蔵ノ谷	70	50	12	120
自然	(東) 22	蔵ノ谷D	大畑蔵ノ谷	40	85	15	121
人工	(東) 1	蔵ノ谷	大畑蔵ノ谷	30	70	16	-

Ⅲ：人家は無いが、将来立地する可能性のある箇所

(1) 社地域

斜面	箇所番号	箇所名	位 置	地 形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(社) 1	上鴨川 (1)	上鴨川	30	180	50	47
自然	(社) 2	上鴨川 (2)	上鴨川	31	170	80	48
自然	(社) 3	上鴨川 (3)	上鴨川	60	270	79	49
自然	(社) 4	上鴨川 (4)	上鴨川	31	350	60	50

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(社) 5	上鴨川 (5)	上鴨川	30	200	40	51
自然	(社) 6	上鴨川 (6)	上鴨川	30	296	58	52
自然	(社) 7	上鴨川 (7)	上鴨川	41	418	96	53
自然	(社) 8	上鴨川 (8)	上鴨川	43	736	136	54
自然	(社) 9	上鴨川 (9)	上鴨川	30	425	60	55
自然	(社) 10	上鴨川 (10)	上鴨川	30	170	40	56
自然	(社) 11	下鴨川 (1)	下鴨川	60	300	130	57
自然	(社) 12	下鴨川 (2)	下鴨川	36	175	126	58
自然	(社) 13	下鴨川 (3)	下鴨川	35	440	140	59
自然	(社) 14	下鴨川 (4)	平木	36	305	40	60
自然	(社) 15	平木 (1)	平木	30	310	56	61
自然	(社) 16	平木 (2)	平木	34	120	30	62
自然	(社) 17	平木 (3)	平木	31	160	50	63
自然	(社) 18	平木 (4)	平木	35	56	18	64
自然	(社) 19	平木 (5)	平木	30	150	30	65
自然	(社) 20	馬瀬 (1)	馬瀬	34	375	82	66
自然	(社) 21	馬瀬 (2)	馬瀬	30	210	60	67
自然	(社) 22	馬瀬 (3)	馬瀬	30	190	40	68
自然	(社) 23	馬瀬 (4)	馬瀬	37	450	60	69
自然	(社) 24	馬瀬 (5)	馬瀬	32	110	80	70
自然	(社) 25	馬瀬 (6)	馬瀬	31	245	70	71
自然	(社) 26	馬瀬 (7)	馬瀬	30	55	16	72
自然	(社) 27	馬瀬 (8)	馬瀬	32	400	150	73
自然	(社) 28	馬瀬 (9)	馬瀬	34	190	44	74
自然	(社) 29	馬瀬 (10)	馬瀬	34	510	60	75
自然	(社) 30	上三草 (1)	上三草	30	70	38	76
自然	(社) 31	上三草 (2)	上三草	33	800	90	80
自然	(社) 32	上三草 (3)	上三草	31	165	40	-
自然	(社) 33	上三草 (4)	上三草	32	490	40	81
自然	(社) 34	上三草 (5)	上三草	31	115	38	77
自然	(社) 35	畑	畑	32	230	100	78
自然	(社) 36	上鴨川 (11)	下鴨川	33	342	86	79

(2) 東条地域

斜面	箇所 番号	箇所名	位 置	地 形			地図 番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(東) 1	黒谷	黒谷	30	46	28	122
自然	(東) 2	長谷 (1)	永福長谷	31	80	14	-
自然	(東) 3	長谷 (2)	永福長谷	30	265	30	123

3-2 山腹崩壊危険地区【県農政環境部治山課（加東農林振興事務所）所管】

(1) 社地域

箇所番号	地区名	位 置		面積 (ha)	備 考
		大 字	字		
228-001	上久米	上久米		3.0	
228-002	下久米	下久米	宮下	3.0	
228-003	上鴨川北山ノ北	上鴨川	北山ノ北	2.0	
228-004	上鴨川	上鴨川		5.0	
228-006	平木御嶽山	平木	御嶽山	30.0	
228-007	平木上南	平木	上南	1.0	
228-016	山口2	山口	廻り	1.0	
228-017	馬瀬1	馬瀬	三草山	2.0	
228-018	馬瀬2	馬瀬	三草山	4.0	
228-019	上鴨川2	上鴨川	西山ノ北	5.0	
228-020	下鴨川	下鴨川	西山	7.0	

(2) 東条地域

箇所番号	地区名	位 置		面積 (ha)	備 考
		大 字	字		
228-009	栄枝	栄枝	西ノ越	4.0	
228-010	松沢	松沢	大深谷	4.0	
228-011	岩屋1	岩屋	谷垣内	5.0	
228-012	永福王子ノ前	永福	王子ノ前	12.0	
228-013	永福畑ヶ谷	永福	畑ヶ谷	11.0	
228-014	横谷	横谷	檜谷	3.0	
228-015	岩屋2	岩屋	谷垣ノ内	6.0	

3-3 山腹崩壊危険地区【農林水産省林野庁（近畿中国森林管理局）所管（国有林内）】

箇所番号	字	面積 (ha)
282286-1	社三草山	3.0
282286-2	社三草山	17.0
282286-3	下久米宮山	1.0

4 土砂災害警戒区域【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

4-1 急傾斜地の崩壊

(1) 社地域

番号	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図 番号
1	上鴨川(1) I	129010001	上鴨川	H21.3.17	急-社-I-1	1
2	上鴨川(2) I	129010002	上鴨川	H21.3.17	急-社-I-2	2
3	社(1) I	129010003	社	H21.3.17	急-社-I-3	3

番号	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図 番号
4	社(2)Ⅰ	129010004	社	H21.3.17	急-社-Ⅰ-4	4
5	家原・社Ⅰ	129010005	家原・社	H21.3.17	急-社-Ⅰ-5	5
6	上鴨川(3)Ⅰ	129010006	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅰ-6	6
7	平木(1)Ⅰ	129010007	平木	H21.3.17	急-社-Ⅰ-7	7
8	平木(2)Ⅰ	129010008	平木	H21.3.17	急-社-Ⅰ-8	8
9	平木(3)Ⅰ	129010009	平木	H21.3.17	急-社-Ⅰ-9	9
10	上三草・畑(1)Ⅰ	129010010	上三草・畑	H21.3.17	急-社-Ⅰ-10	10
11	上久米(1)Ⅰ	129010011	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅰ-11	11
12	上鴨川(4)Ⅱ	129010012	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-1	12
13	上鴨川(5)Ⅱ	129010013	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-2	13
14	上鴨川(6)Ⅱ	129010014	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-3	14
15	上鴨川(7)Ⅱ	129010015	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-4	15
16	上鴨川(8)Ⅱ	129010016	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-5	16
17	上鴨川(9)Ⅱ	129010017	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-6	17
18	上鴨川(10)Ⅱ	129010018	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-7	18
19	上鴨川(11)Ⅱ	129010019	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-8	19
20	上鴨川(12)Ⅱ	129010020	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-9	20
21	平木(4)Ⅱ	129010021	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-10	21
22	平木(5)Ⅱ	129010022	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-11	22
23	平木(6)Ⅱ	129010023	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-12	23
24	平木(7)Ⅱ	129010024	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-13	24
25	上鴨川・平木(1)Ⅱ	129010025	上鴨川・平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-14	25
26	平木(8)Ⅱ	129010026	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-15	26
27	下鴨川(1)Ⅱ	129010027	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-16	27
28	平木(9)Ⅱ	129010028	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-17	28
29	上三草・馬瀬(1)Ⅱ	129010029	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-18	29
30	馬瀬(1)Ⅱ	129010030	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-19	30
31	馬瀬(2)Ⅱ	129010031	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-20	31
32	山口(1)Ⅱ	129010032	山口	H21.3.17	急-社-Ⅱ-21	32
33	山口(2)Ⅱ	129010033	山口	H21.3.17	急-社-Ⅱ-22	33
34	畑(1)Ⅱ	129010034	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-23	34
35	畑(2)Ⅱ	129010035	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-24	35
36	畑(3)Ⅱ	129010036	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-25	36
37	上三草(1)Ⅱ	129010037	上三草	H21.3.17	急-社-Ⅱ-26	37

番号	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図 番号
38	吉馬Ⅱ	129010038	吉馬	H21. 3. 17	急-社-Ⅱ-27	38
39	久米・藤田Ⅱ	129010039	久米・藤田	H21. 3. 17	急-社-Ⅱ-28	39
40	藤田Ⅱ	129010040	藤田	H21. 3. 17	急-社-Ⅱ-29	40
41	上久米(2)Ⅱ	129010041	上久米	H21. 3. 17	急-社-Ⅱ-30	41
42	上久米(3)Ⅱ	129010042	上久米	H21. 3. 17	急-社-Ⅱ-31	42
43	上久米(4)Ⅱ	129010043	上久米	H21. 3. 17	急-社-Ⅱ-32	43
44	久米Ⅱ	129010044	久米	H21. 3. 17	急-社-Ⅱ-33	44
45	上鴨川(13)Ⅱ	129010045	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅱ-34	45
46	平木(10)Ⅱ	129010046	平木	H21. 3. 17	急-社-Ⅱ-人 1	46
47	上鴨川(14)Ⅲ	129010047	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ- 1	47
48	上鴨川(15)Ⅲ	129010048	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ- 2	48
49	上鴨川(16)Ⅲ	129010049	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ- 3	49
50	上鴨川(17)Ⅲ	129010050	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ- 4	50
51	上鴨川(18)Ⅲ	129010051	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ- 5	51
52	上鴨川(19)Ⅲ	129010052	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ- 6	52
53	上鴨川(20)Ⅲ	129010053	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ- 7	53
54	上鴨川(21)Ⅲ	129010054	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ- 8	54
55	上鴨川(22)Ⅲ	129010055	上鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ- 9	55
56	上鴨川・平木(2)Ⅲ	129010056	上鴨川・平木	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-10	56
57	上鴨川・下鴨川Ⅲ	129010057	上鴨川・下鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-11	57
58	下鴨川(2)Ⅲ	129010058	下鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-12	58
59	下鴨川(3)Ⅲ	129010059	下鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-13	59
60	平木(11)Ⅲ	129010060	平木	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-14	60
61	平木(12)Ⅲ	129010061	平木	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-15	61
62	平木(13)Ⅲ	129010062	平木	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-16	62
63	平木・秋津Ⅲ	129010063	平木・秋津	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-17	63
64	平木(14)Ⅲ	129010064	平木	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-18	64
65	平木(15)Ⅲ	129010065	平木	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-19	65
66	上三草・馬瀬(2)Ⅲ	129010066	上三草・馬瀬	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-20	66
67	馬瀬(3)Ⅲ	129010067	馬瀬	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-21	67
68	上三草・馬瀬(3)Ⅲ	129010068	上三草・馬瀬	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-22	68
69	上三草・馬瀬(4)Ⅲ	129010069	上三草・馬瀬	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-23	69
70	馬瀬(4)Ⅲ	129010070	馬瀬	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-24	70
71	馬瀬(5)Ⅲ	129010071	馬瀬	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-25	71

番号	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図 番号
72	馬瀬(6)Ⅲ	129010072	馬瀬	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-26	72
73	馬瀬(7)Ⅲ	129010073	馬瀬	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-27	73
74	馬瀬(8)Ⅲ	129010074	馬瀬	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-28	74
75	上三草(2)Ⅲ	129010075	上三草	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-29	75
76	上三草・山口Ⅲ	129010076	上三草・山口	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-30	76
77	上三草・畑(2)Ⅲ	129010079	上三草・畑	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-34	77
78	畑(4)Ⅲ	129010080	畑	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-35	78
79	下鴨川(4)Ⅲ	129010081	下鴨川	H21. 3. 17	急-社-Ⅲ-36	79
80	上三草(3)Ⅲ	129010077	上三草	H22. 3. 30	急-社-Ⅲ-31～2	80
81	上三草(5)Ⅲ	129010078	上三草	H22. 3. 30	急-社-Ⅲ-33	81
82	上鴨川(23)Ⅰ	129010082	上鴨川	H28. 10. 28		82

(2) 滝野地域

番号	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図 番号
1	多井田Ⅰ	129020001	多井田	H22. 3. 30	急-滝野-Ⅰ- 1	83
2	下滝野(2)Ⅰ	129020002	下滝野	H22. 3. 30	急-滝野-Ⅰ- 3	84
3	多井田Ⅱ	129020003	多井田	H22. 3. 30	急-滝野-Ⅱ- 1	85
4	下滝野Ⅱ	129020004	下滝野	H22. 3. 30	急-滝野-Ⅱ- 2	86
5	河高Ⅱ	129020005	河高	H22. 3. 30	急-滝野-Ⅱ- 3	87
6	光明寺Ⅱ	129020006	光明寺・上滝野	H22. 3. 30	急-滝野-Ⅱ-人-1	88

(3) 東条地域

番号	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図 番号
1	黒石Ⅰ	129030001	永福	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 1	89
2	中筋(1)Ⅰ	129030002	天神	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 2	90
3	中筋(2)Ⅰ	129030003	天神	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 3	91
4	中ノ垣内Ⅰ	129030004	天神・岩屋	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 4	92
5	山ノ下Ⅰ	129030005	岩屋・森尾	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 5	93
6	大福Ⅰ	129030006	新定	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 6	94
7	新定Ⅰ	129030007	新定	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 7	95

番号	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図番号
8	西ノ越Ⅰ	129030008	栄枝	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 8	96
9	常田(1)Ⅰ	129030009	秋津	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 9	97
10	常田(2)Ⅰ	129030010	秋津	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 10	98
11	秋津台Ⅰ	129030011	秋津	H22. 3. 30	急-東条-Ⅰ- 11	99
12	大平井Ⅱ	129030012	新定	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 1	100
13	蔵ノ谷Ⅱ	129030013	大畑	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 2	101
14	黒谷Ⅱ	129030014	黒谷	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 3	102
15	長谷Ⅱ	129030015	黒谷	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 4	103
16	新定Ⅱ	129030016	秋津	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 5	104
17	長谷Ⅱ	129030017	黒谷	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 6	105
18	黒石Ⅱ	129030018	永福	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 7	106
19	天神Ⅱ	129030019	岩屋	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 8	107
20	岩屋Ⅱ	129030020	岩屋	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 9	108
21	岩屋Ⅱ	129030021	岩屋	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 10	109
22	岩屋Ⅱ	129030022	岩屋	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 11	110
23	森尾Ⅱ	129030023	森尾・新定・岩屋	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 12	111
24	新定Ⅱ	129030024	森尾・新定	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 13	112
25	吉井Ⅱ	129030025	吉井	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 14	113
26	厚利Ⅱ	129030026	厚利	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 15	114
27	常田Ⅱ	129030027	新定	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 16	115
28	新定Ⅱ	129030028	新定	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 17	116
29	新定Ⅱ	129030029	新定	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 18	117
30	新定Ⅱ	129030030	新定	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 19	118
31	蔵ノ谷Ⅱ	129030031	大畑	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 20	119
32	蔵ノ谷Ⅱ	129030032	大畑	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 21	120
33	蔵ノ谷Ⅱ	129030033	大畑	H22. 3. 30	急-東条-Ⅱ- 22	121
34	黒谷Ⅲ	129030034	黒谷	H22. 3. 30	急-東条-Ⅲ- 1	122
35	長谷(2)Ⅲ	129030035	永福	H22. 3. 30	急-東条-Ⅲ- 3	123

4-2 土石流

(1) 社地域

NO	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	土石流危険溪流	
					溪流番号	地図番号

NO	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図 番号
1	下久米第2Ⅰ	229010001	下久米	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ- 1	201
2	池ノ内谷Ⅰ	229010002	池ノ内	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ- 2	202
3	畑西谷2Ⅰ	229010003	畑	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ- 3	203
4	畑谷Ⅰ	229010004	畑	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ- 4	204
5	上鴨川Ⅰ	229010005	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ- 5	205
6	西上鴨川Ⅰ	229010006	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ- 6	206
7	神山池東谷Ⅰ	229010007	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ- 7	207
8	鴨川東谷Ⅰ	229010008	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ- 8	208
9	神山池南谷Ⅰ	229010009	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ- 9	209
10	下鴨川南谷Ⅰ	229010010	平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-10	210
11	のぞき川Ⅰ	229010011	平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-11	211
12	仙人川Ⅰ	229010012	平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-12	212
13	荷子川西谷Ⅰ	229010013	平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-13	213
14	滝谷川南谷Ⅰ	229010014	平木・木津(丹波 篠山)	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-14	214
15	下平木谷Ⅰ	229010015	平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-15	215
16	久米第2Ⅰ	229010016	久米	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-16	216
17	久米谷Ⅰ	229010017	久米	H21. 3. 17	加-社町-Ⅰ-17	217
18	馬瀬北谷Ⅱ	229010018	上三草・馬瀬	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ- 1	218
19	御所南谷Ⅱ	229010019	上三草・馬瀬	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ- 2	219
20	馬瀬南谷Ⅱ	229010020	馬瀬	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ- 3	220
21	上三草Ⅱ	229010021	藤田	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ- 4	221
22	下久米第3Ⅱ	229010022	下久米	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ- 5	222
23	鹿野谷Ⅱ	229010024	下久米	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ- 8	223
24	畑西谷1Ⅱ	229010025	畑	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ- 9	224
25	下鴨奥谷Ⅱ	229010026	下鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-10	225
26	上鴨川南Ⅱ	229010027	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-11	226
27	神山谷Ⅱ	229010028	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-12	227
28	小上鴨谷Ⅱ	229010029	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-13	228
29	神山奥谷Ⅱ	229010030	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-14	229
30	北上鴨川Ⅱ	229010031	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-15	230
31	南上鴨川Ⅱ	229010032	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-17	231
32	神山東谷Ⅱ	229010033	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-18	232
33	上鴨川谷口Ⅱ	229010034	上鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-19	233

NO	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図 番号
34	平木谷東Ⅱ	229010035	平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-20	234
35	平木谷Ⅱ	229010036	平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-21	235
36	平木谷西Ⅱ	229010037	上鴨川・平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-22	236
37	神山川下谷ⅠⅡ	229010038	上鴨川・平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-23	237
38	神山川下谷Ⅱ	229010039	上鴨川・平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-24	238
39	奥の谷池上谷Ⅱ	229010040	上鴨川・平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-25	239
40	下鴨川東谷Ⅱ	229010041	下鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-26	240
41	下鴨川谷Ⅱ	229010042	下鴨川	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-27	241
42	荷子川Ⅱ	229010043	平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-28	242
43	荷子川東谷Ⅱ	229010044	平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-29	243
44	滝谷川Ⅱ	229010045	平木・木津(丹波篠山)	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-30	244
45	下平木南谷Ⅱ	229010046	平木・木津(丹波篠山)・大川瀬(三田)	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-31	245
46	平木鉾山西谷Ⅱ	229010047	下鴨川・平木	H21. 3. 17	加-社町-Ⅱ-32	246
47	南西川Ⅰ	222040018	平木・市原(丹波篠山)	H22. 1. 19	加-篠山-Ⅰ-125	247
48	堂ヶ谷川Ⅰ	222040019	上鴨川・本荘(丹波篠山)	H22. 1. 19	加-篠山-Ⅰ-126	248

(2) 滝野地域

NO	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図 番号
1	右支溪第一Ⅰ	229020001	下滝野	H22. 3. 30	加-滝野-Ⅰ- 1	249
2	右支溪第二Ⅰ	229020002	光明寺	H22. 3. 30	加-滝野-Ⅰ- 2	250
3	左支溪第一Ⅱ	229020003	下滝野・光明寺	H22. 3. 30	加-滝野-Ⅱ- 1	251

(3) 東条地域

NO	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図 番号
1	右支溪第一Ⅰ	229030001	松沢	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 1	252
2	栄枝Ⅰ	229030002	栄枝・厚利	H22. 3. 30	加-東条-Ⅰ- 2	253

NO	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図番号
3	右支溪第二(1) I	229030003	新定・吉井	H22. 3. 30	加-東条- I - 3	254
4	右支溪第三 I	229030004	新定	H22. 3. 30	加-東条- I - 4	255
5	右支溪第四 I	229030005	新定	H22. 3. 30	加-東条- I - 5	256
6	右支溪第五 I	229030006	岩屋	H22. 3. 30	加-東条- I - 6	257
7	右支溪第六 I	229030007	黒谷	H22. 3. 30	加-東条- I - 7	258
8	右支溪第八 I	229030008	秋津	H22. 3. 30	加-東条- I - 8	259
9	右支溪第九 I	229030009	秋津	H22. 3. 30	加-東条- I - 9	260
10	右支溪第十一 I	229030010	秋津	H22. 3. 30	加-東条- I -10	261
11	左支溪第三 I	229030011	永福	H22. 3. 30	加-東条- I -11	262
12	左支溪第一 I	229030012	森	H22. 3. 30	加-東条- I -12	263
13	左支溪第二 I	229030013	岡本	H22. 3. 30	加-東条- I -13	264
14	右支溪第二(2) I	229030014	大畑	H22. 3. 30	加-東条- I -14	265
15	右支溪第二 II	229030015	栄枝	H22. 3. 30	加-東条- II - 1	266
16	右支溪第三 II	229030016	栄枝	H22. 3. 30	加-東条- II - 2	267
17	左支溪第一(1) II	229030017	栄枝	H22. 3. 30	加-東条- II - 3	268
18	右支溪第七 II	229030018	黒谷	H22. 3. 30	加-東条- II - 4	269
19	右支溪第十 II	229030019	秋津	H22. 3. 30	加-東条- II - 5	270
20	右支溪第十二 II	229030020	秋津	H22. 3. 30	加-東条- II - 6	271
21	左支溪第三 II	229030021	長貞	H22. 3. 30	加-東条- II - 7	272
22	左支溪第一(2) II	229030022	永福	H22. 3. 30	加-東条- II - 9	273
23	左支溪第二 II	229030023	永福	H22. 3. 30	加-東条- II -10	274
24	左支溪第一(3) II	229030024	岡本	H22. 3. 30	加-東条- II -11	275
25	カジヤ谷 II	229030025	新定	H22. 3. 30	加-東条- II -12	276
26	右支溪第一(1) II	229030026	新定	H22. 3. 30	加-東条- II -13	277
27	右支溪第一(2) II	229030027	大畑	H22. 3. 30	加-東条- II -14	278
28	左支溪第一(4) II	229030028	大畑	H22. 3. 30	加-東条- II -15	279

4-3 地すべり

(1) 社地域

NO	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	整理番号	地図番号
1	廻瀧	329010001	廻瀧	H25. 1. 15	341-1	301
2	上久米	329010002	上久米	H25. 1. 15	341-2	302

(2) 東条地域

NO	名 称	箇所番号	位置	指定年月日	整理番号	地図番号
1	黒石	329030001	永福	H25. 1. 15	343-1	303
2	永福	329030002	永福	H25. 1. 15	343-2	304
3	天神	329030003	天神	H25. 1. 15	343-3	305
4	新定大谷	329030004	新定	R4. 3. 29	341	306

5 要監視ため池【県農政環境部農村環境室所管】

ため池防災支援 システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m ³)
282280005	カゴ池	平木1191	5.0	14	2
282280006	越道池	平木越道1214	5.0	70	7
282280007	新池	平木宮ノ前806	10.0	49	2
282280010	南池	平木小南80	3.0	65	2
282280011	藪ヶ谷池	平木焼尾1210	4.0	150	3
282280012	サラ池	平木上中604	4.0	34	2
282280016	北谷池	平木大北826	4.0	46	1
282280019	坂池	平木北坂1122	3.0	32	1
282280022	朝光寺道池	馬瀬南山563	7.0	35	10
282280023	東谷新池	馬瀬北567	9.5	50	10
282280028	アナセ上池	畑穴無所615	5.0	30	5
282280030	ロナシ池	畑築池626	7.0	30	7
282280036	穴うせ池	廻渚宮西池104	5.2	30	5
282280043	川池	廻渚川池カチ112	5.0	39	26
282280044	藤治池	廻渚藤地ヶ池235	4.5	60	8
282280046	小屋谷池	廻渚南谷308	3.2	40	2
282280048	サカ谷池	廻渚南谷309	2.0	24	1
282280052	北池	池之内高谷137	8.0	100	20
282280062	大歳池	上久米大年ノ下72	5.0	40	4
282280068	谷田口池	上久米南山1361-1	5.0	40	7
282280069	谷田中池	上久米南山1702	2.0	40	2
282280070	谷田上池	上久米南山1704	5.0	50	6
282280071	滝池	上久米南小谷713	8.0	70	20
282280072	皿池	上久米南小谷714	5.0	50	10
282280077	高畑池	上久米北山1763-81	12.0	60	9
282280085	大池	上久米柳ヶ谷1721	4.6	23	62

ため池防災支援 システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m ³)
282280087	東谷中池	下久米坂谷1280	6.0	52	12
282280089	東谷口池	下久米坂谷1290-2	6.0	6	14
282280091	奥の池	下久米鹿野349	6.0	60	7
282280092	菅谷口池	下久米菅谷191	8.0	70	40
282280094	岩池	下久米西鹿野395	6.0	30	6
282280095	奥池	下久米西鹿野409	6.0	38	6
282280096	平池	下久米西鹿野410	6.0	38	6
282280099	トクベ-中池	下久米大谷1527	3.0	50	2
282280100	トクベ-奥池	下久米大谷1528	7.0	30	5
282280101	ビワコ谷西池	下久米大谷1530	5.0	40	6
282280103	新池口池	下久米田中627	6.0	42	8
282280105	三ツ池	下久米田中634	4.0	34	4
282280111	奥新池	下久米北鹿野392	8.0	42	40
282280122	切れ池	山国キレ池2008	4.3	72	8
282280127	王子ヶ池	山国王子池2026	9.9	276	150
282280128	口ノ森池	山国口ノ森2010	7.0	143	50
282280134	新池	屋度鴨ヶ谷735	8.0	60	28
282280140	平池	東古瀬防ノ下453-1	2.6	776	76
282280151	新池	東実東山105-81	5.8	84	37
282280158	更池	沢部北山172-1	3.9	361	27
282280161	大池	大門北池ノ尻311	4.5	478	62
282280166	鳥居池	鳥居操嶋400-1	3.5	400	52
282280167	貝原池	貝原鍵池356	3.5	848	84
282280168	上池	西垂水中之池111	2.8	517	23
282280169	下池	西垂水東下り181-1	2.5	578	30
282280170	カセ池	木梨原南山1134-69	3.0	180	14
282280172	ミツ池	木梨原南山1134-74	3.5	40	1
282280173	谷池	木梨原南山1134-75	5.5	43	4
282280180	二の谷池	藤田ミトロ口1180	5.2	36	6
282280181	一ノ谷下池	藤田一ノ谷口1232	8.0	64	10
282280195	熊谷池	喜田熊谷501-1	10.5	111	79
282280196	皿池	喜田皿池505	4.4	59	25
282280197	中の池	喜田中ノ谷494	4.6	130	69
282280210	慈丘上池	上三草慈丘120	3.0	15	1
282280211	慈丘下池	上三草慈丘121-1	3.0	10	1

ため池防災支援 システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m ³)
282280220	谷池	下三草東山10	2.0	20	1
282280221	又池	下三草東山1-82	2.0	15	1
282280228	奥ノカチ池	牧野奥ノカチ1857	1.7	40	2
282280237	小袋池	吉馬小袋谷1849-15	5.0	30	10
282280240	曾我新池	曾我鍋子646	6.8	92	44
282280242	曾我上池	曾我鍋子652	8.1	61	12
282280246	聖神池	多井田長坂645	6.0	75	33
282280260	鷺谷長池	上滝野鷺谷141	6.5	51	51
282280261	鷺谷新池	上滝野鷺谷142	9.0	75	19
282280262	ヌタバ池	下滝野ヌタバ1276-1	9.0	45	16
282280263	下滝野明治池	下滝野下ノ山1275-48	10.9	75	93
282280268	高倉大池	光明寺奥道通り345	6.8	90	10
282280269	明治池	光明寺丸山320	8.1	71	42
282280271	上東谷池	光明寺東名谷63-1	3.2	36	2
282280283	皿池	河高市ノ瀬342	7.0	60	106
282280286	藤五郎池	高岡市坂935-1	2.8	83	27
282280288	西新池	高岡西山2446-1	3.7	440	60
282280289	西平池	高岡西平池下1768	3.0	388	80
282280290	天神池	高岡天神池西2321	3.3	85	21
282280291	東平池	高岡東平池2034-1	4.1	423	43
282280292	三谷池	黒谷更池1033	6.3	65	13
282280295	上手ヶ谷上池	黒谷上手ヶ谷北1206-6	2.5	45	1
282280296	神子谷池	黒谷神子谷1210	5.7	45	5
282280297	皿池	黒谷神子谷1212	2.2	38	2
282280306	中の池（常田）	秋津西山2007	4.2	82	10
282280311	八幡池	秋津前垣2035	4.1	203	12
282280314	中ノ池	秋津池ノ谷2022	5.7	57	4
282280315	奥ノ池（古家）	秋津池ノ谷2023	7.9	42	9
282280316	白坂池	秋津池ノ谷2027	3.8	24	3
282280321	片嶋下池	秋津白坂2017	2.9	28	1
282280322	馬塚池	秋津白坂2019	3.7	84	4
282280324	狐谷池	少分谷辻山462-12	12.7	108	33
282280327	口ノ池	少分谷三尾山464-18	13.4	59	15
282280329	順三池	長貞塩ヶ谷1741	5.0	49	1
282280348	辻の堂池	天神辻の堂1074	5.0	36	3

ため池防災支援 システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m ³)
282280357	イヤガ池 (黒石)	永福イヤガ谷1716	2.8	27	2
282280365	王子ヶ池	永福王子ノ谷1712	3.9	28	1
282280368	松ヶ谷池	永福岩ヶ谷691	7.1	67	9
282280371	岩逸池	永福岩ヶ谷729	5.0	47	2
282280387	奥ノ池	永福中ノ池558	5.2	59	7
282280388	藤池	永福藤池1526	4.6	50	3
282280390	池ヶ谷奥池 (長谷)	永福畑ヶ谷376	8.1	67	3
282280393	坊の谷口池 (長谷)	永福坊ノ谷173	4.0	40	3
282280399	足笠池	横谷寛長493	3.9	51	3
282280406	新池 (横谷)	横谷水谷555	5.0	24	2
282280407	広谷池	横谷水谷557	2.3	51	2
282280409	五大力池	岩屋イヤノ坂550-3	3.4	33	1
282280412	裏池	岩屋柳谷563-2	9.3	75	29
282280416	池の谷奥池	岡本トノガチ1590	4.0	30	2
282280420	カイモチ池	岡本赤法師1622	4.6	60	7
282280422	池の谷中池	岡本池ノ谷1587	3.7	36	2
282280425	三昧谷奥池	岡本片山1081-20	5.3	34	4
282280426	三昧谷口池	岡本片山1081-24	5.2	55	6
282280434	岩ヶ谷池	新定岩ヶ谷1833	3.1	39	1
282280439	寺池	新定寺谷854	8.3	75	5
282280443	真谷大池	新定真谷1849	5.6	55	8
282280444	真谷奥池	新定真谷1854	4.8	38	2
282280445	真谷口池	新定真谷1857	3.1	39	2
282280446	西谷池	新定西谷2097	6.3	72	10
282280447	小池ヶ谷池	新定大福134	4.0	23	4
282280452	池の谷口の池	新定池の谷1453	5.9	27	4
282280455	田畑池	新定田畑1581	4.3	52	5
282280456	田畑奥池	新定田畑1585-1	5.4	71	22
282280464	シダガ谷池	大畑シダガ谷537-19	5.3	37	3
282280471	中ノ池	大畑中ノ池1495	8.5	83	47
282280474	大峰池	大畑流田398-1	12.5	80	45
282280475	イノコ谷池	栄枝イノコ205	4.5	44	2
282280480	丈ヶ谷奥池	栄枝丈ヶ谷528-1	5.3	39	8
282280488	初の子池	小沢堂ヶ谷口602	3.6	51	3
282280489	二番目池	小沢堂ヶ谷口603	7.9	76	23

ため池防災支援 システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m ³)
282280490	豊年池	小沢堂ヶ谷口604	7.1	45	8
282280491	三番目池	小沢堂ヶ谷口605	4.5	54	7
282280505	笹子谷池	藪山田676	5.5	46	9
282280510	西ノ池	東垂水石室364-1	1.8	24	2
282280511	皿池	松沢鯨ヶ谷756-2	6.3	43	6
282280518	中之池	厚利鯨ヶ谷546	2.9	39	2
282280530	加東市-876	上久米1693	3.0	25	2
282280537	血の池	喜田467-1	2.0	25	1
282280687	南谷池	多井田394	3.0	25	1
282280688	加東市-1466	稲尾33	3.0	25	7
282280691	瓢箪池	高岡343	3.0	25	16
282280732	加東市-464	横谷318	3.0	25	1
282281003	加東市-630	天神932	15.0	80	1

要監視ため池判定基準 【県農政環境部農村環境室所管】

(定義)

「要監視ため池」とは、変状等により決壊リスクが高まった状態のもので、改修が必要であり、かつ日常的にため池の監視が必要となっているものをいう。

また「要監視ため池」の対象は、ため池工事特措法※に基づき指定した防災重点ため池とする。

※「防災重点ため池」：防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（R2. 10 施行）第4条第1項の規定に基づき指定した防災重点農業用ため池のことをいう。

(判定基準)

劣化状況及び豪雨耐性評価に関する定期点検の結果、次のア～サのいずれかに該当するもので、被害想定区域に住宅・公共施設等があり、改修が必要と認められるもの

【堤体】

- ア 全体又は部分的に流れがある、漏水が生じている場合
- イ 前法部において、築堤当時の想定断面から断面変形が進行している場合（断面変形率3%以上）
- ウ 前法部において、陥没・穴があり漏水又はパイピングを助長している場合
- エ 後法部において、はらみ出し・陥没・穴があり、湧水又は漏水がある場合
- オ 堤頂部において、陥没・穴・ひび割れがある場合（漏水又はパイピングに起因しないものを除く）又は前法浸食により堤頂幅が不足している場合
- カ 天端と満水位との差が0.5m未満の場合

【洪水吐】

キ コンクリート・石積構造において、ひび割れが全体に及んでいる、又は破損により機能が著しく低下している場合

ク 土水路構造において、破損箇所が多く洪水流による洗掘により全壊のおそれが高い場合

ケ コンクリート等による永続的な堰上げがされており、余裕高が減少又は消失している場合

コ 現況の洪水吐能力が 50 年確率洪水流量以上 100 年確率洪水流量未満に相当する場合

【取水施設】

サ 施設として操作ができず、機能していない場合

[参考]

防災重点ため池の要件

1号基準	浸水区域のうち当該ため池からの水平距離が 100m 未満の区域に住宅等が存すること
2号基準	貯水する容量が 1,000 m ³ 以上であり、かつ、浸水区域のうち当該ため池からの水平距離が 500m 未満の区域に住宅等が存すること
3号基準	貯水する容量が 5,000 m ³ 以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること
4号基準	当該ため池が警戒区域等（土砂災害警戒区域その他の急傾斜地の崩壊等が発生する区域）にあり、かつ、急傾斜地の崩壊等により当該ため池が決壊した場合に当該警戒区域等に存する住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれがあると認められるものであること

第3節 その他（堤高 15 m以上の農業用ため池・ダム）

1 社地域

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m ³)	操作基準	備 考
昭和池	三草川	山口	兵庫県	東播土地改良区	1,500,000	—	河川区域外ため池堤高 31.2

2 東条地域

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m ³)	操作基準	備 考
鴨川ダム	鴨川	黒谷	農林水産省	鴨川・大川瀬ダム管理所	8,676,000	操作規程による	河川区域内利水ダム堤高 42.4 農業用水
安政池	東条川	松沢	農林水産省	東播土地改良区	676,000	—	河川区域外ため池堤高 29.0

3 その他

(1) 河川区域内利水ダム

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m ³)	操作基準	備 考
大川瀬ダム	東条川	三田市 大川瀬	農林水産省	鴨川・大川 瀬 ダム 管 理所	9,280,000	操作規程 による	堤高 50.8 農業用水・上水
糺屋ダム	仕出原川	多可町 中区糺 屋	農林水産省	糺屋ダム管 理所	13,500,000	操作規程 による	堤高 44.1 農業用水・工水
鏑市ダム	鏑市川	丹波篠 山市 火打岩	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	1,070,000	操作規程 による	堤高 34.5 農業用水
八幡谷ダム	川原川	丹波篠 山市 川原	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	742,000	操作規程 による	堤高 27.5 農業用水
藤岡ダム	藤岡川	丹波篠 山市 藤岡	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	870,000	操作規程 による	堤高 43.4 農業用水
佐仲ダム	小坂川	丹波篠 山市 小坂	兵庫県	篠山川沿岸 土地改良区	505,000	操作規程 による	堤高 38.9 農業用水
川代ダム	篠山川	丹波篠 山市 大山下	農林水産省	川代ダム管 理所	1,280,000	操作規程 による	堤高 9.0 農業用水・上水
みくまり ダム	三熊川	丹波篠 山市 三熊	兵庫県	丹波県民局	380,000	操作規程 による	堤高 26.0 治水、不特定上 水

(2) 河川区域外ため池

名 称	河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m ³)	操作基準	備 考
黒石ダム	黒石川	丹波篠 山市 今田町 黒石	兵庫県	今田町土 地改良区	720,000	—	堤高 29.6
金城池	加古川	西脇市 高松町	高松土地改 良区	西脇市高松 町区長	109,000	—	堤高 16.0
記念池	上比延谷川	西脇市 上比延 町	西脇市	上比延町区 長	333,000	—	堤高 15.3
庵谷池	門柳川	西脇市 黒田庄 町喜多	喜多区総代	喜多区総代	105,000	—	堤高 17.5

三方池	葛野川	丹波市 三方	丹波市	丹波市	108,000	—	堤高 17.1
牧野大池	思出川	多可町 牧野	兵庫県	牧野土地改 良区	390,000	—	堤高 17.0

第5章 気象情報等の収集伝達

水防に関する気象予報（注意報・警報）並びに洪水予報及び洪水警報等の発表基準は、次のとおりとされている。

第1節 気象注意報・気象警報等（神戸地方気象台発表）

1 気象注意報及び気象警報等の発表基準（R4.5 現在加東市を対象とした発表基準）

注意報・警報等	基準等			
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数	7	
		土壌雨量指数	99	
大雨警報 (浸水害)	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数	18	
大雨警報 (土砂災害)		土壌雨量指数	135	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	雨量 (50年に一度の値)	3時間雨量 132mm以上、 48時間雨量 363mm以上	
		土壌雨量指数 (50年に一度の値)	219	
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	加古川	複合基準	(37.1、5)
			水位（板波）	3.50m
		東条川	流域雨量指数	19.4
			複合基準	(15.5、6)
		千鳥川	流域雨量指数	12.4
			複合基準	(10.6、5)
三草川	流域雨量指数	7.5		
	複合基準	(7.5、5)		
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	加古川	複合基準	(42.4、5)
			水位（板波）	4.20m
		東条川	流域雨量指数	24.3
			千鳥川	流域雨量指数
		複合基準		(11.8、6)
		三草川	流域雨量指数	9.4
複合基準	(9.3、6)			
記録的短時間 大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したとき	県南部において1時間雨量がアメダス若しくは解析雨量で110mmを超えた場合		
備考(1) 複合基準は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値。 (2) 表面雨量指数は、降雨による浸水害のリスクの高まりを把握するための指標で、降った雨が地中にしみ込まずに、どれだけ地表面に溜まっているかを示す指数。 (3) 土壌雨量指数は、降雨による土災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。				

- (4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

2 土砂災害警戒情報の発表基準（県・神戸地方気象台共同発表）

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、県と気象台が共同して発表する情報で、大雨警報発令中に、実況雨量及び2時間後までの降雨予測に基づき、県が設定した基準（土砂災害警戒避難基準雨量）及び気象台が設定した基準（土壌雨量指数の履歴3位）の両方を超過した場合に発表。

第2節 洪水予報（姫路河川国道事務所・神戸地方気象台共同発表）

(1) 対象となる河川の区域

加古川	左岸	多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸	上滝野字塩谷 1 番地 1 先から海まで

(2) 基準となる水位観測所及び水位

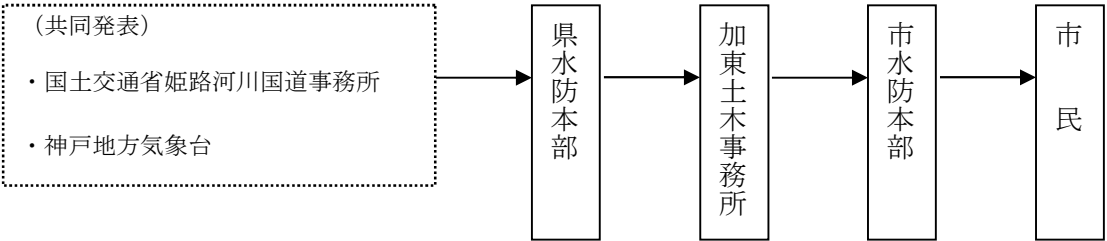
観測所名	所在地	水 位			
		水防団待機 (指定)	氾濫注意 (警戒)	避難判断	氾濫危険 (危険)
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m

(3) 洪水予報の種類、標題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表さ

		れる。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
--	--	--

(4) 洪水予報の通知



第3節 水防警報

1 国土交通大臣の発する水防警報（姫路河川国道事務所発令）

(1) 対象となる河川の区域

加古川	左岸	多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸	上滝野字塩谷 1 番地 1 先から海まで
東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで

(2) 基準となる水位観測所と水位

量水標	所在地	水 位	
		水防団待機（指定）	氾濫注意（警戒）
国包	加古川市上荘町国包	1.50m	2.50m

(3) 水防警報の種類

種 類	内 容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集準備、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行われる。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行われる。
解除	水防活動の終了の通知が行われる。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況の通知が行われる。

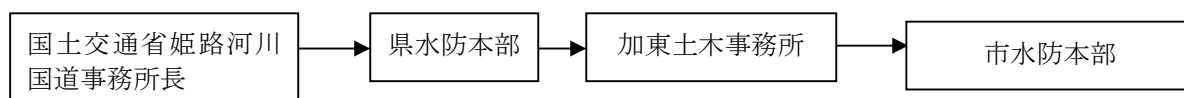
(4) 水防警報の発表基準

待機	準備	出動	解除
氾濫注意（警戒）水位に達する約 3 時間前	氾濫注意（警戒）水位に達する約 2 時間前	氾濫注意（警戒）水位に達する約 1 時間前	水防活動の必要がなくなった時

注）待機及び準備の 2 段階は省略されることがある。

注）水防警報を発表できない場合は、理由を付して通知される。

(5) 水防警報の通知



2 知事の発する水防警報（北播磨県民局（加東土木事務所）発令）

(1) 水防警報河川

加東市に関連する対象河川は加古川、東条川、千鳥川である。ただし、国土交通省が管理する河川の区域は除く。

河川名	水位局の名称	水防警報			
		第1号（待機）	第2号（準備）	第3号（出動）	第4号（解除）
加古川	上戸田	2.90m	3.50m	3.90m	3.90m
東条川	吉井	1.50m	1.80m	2.00m	2.00m
千鳥川	家原	1.40m	2.00m	2.30m	2.30m

(2) 水防警報の種類

種 類	内 容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号 出動	水防活動に出動させるもの。
第4号 解除	水防活動を終了させるもの。

(3) 加東土木事務所水防警報発表基準

種 類	標 準 的 な 発 表 基 準
第1号（待機）	水位観測所の水位が水防団待機（通報）水位を概ね10cm上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき
第2号（準備）	水位観測所の水位が水防団待機（通報）水位と氾濫注意（警戒）水位の概ね2／3に達し、氾濫注意（警戒）水位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
第3号（出動）	水位観測所の水位が氾濫注意（警戒）水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
第4号（解除）	水位観測所の水位が氾濫注意（警戒）水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注）待機及び準備の2段階は省略されることがある。

注）水防警報を発表できない場合は、理由を付して通知される。

(4) 水防警報の通知



第4節 水位周知河川における水位情報の周知・公表

1 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知（姫路河川国道事務所通知）

(1) 対象となる河川の区域

東条川	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで
	右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで

(2) 量水標及び特別警戒水位（氾濫危険水位）

量水標	所在地	特別警戒水位（氾濫危険水位）
国包	加古川市上荘町国包	4.70m

(3) 水位情報の通知及び周知

国土交通省関係事務所長は、水位周知河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、その旨を県水防本部長及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2 知事が行う水位情報の通知及び周知（加東土木事務所通知）

(1) 対象河川（加東市に関連する河川）

加古川、東条川、千鳥川

(2) 水位情報の通知及び周知

県民局長は、水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき及び氾濫危険水位に達したときは、その旨を市長、関係機関及び県水防本部長等に通知する。

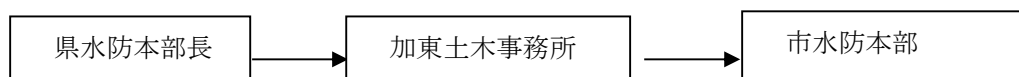
第5節 水防指令

県水防本部長（知事）が県の機関に発する水防態勢につく指令

1 水防指令の種類

種 類	内 容
第1号	県機関の職員が第1非常配備態勢につくべき指令
第2号	県機関の職員が第2非常配備態勢につくべき指令
第3号	県機関の職員が第3非常配備態勢につくべき指令
解 除	県機関の水防非常配備態勢を解除する指令

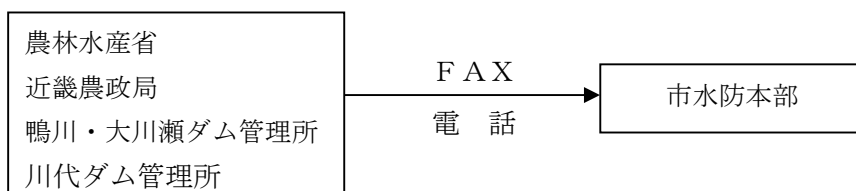
2 水防指令の通知



第6節 ダム放流の通知（鴨川・大川瀬ダム管理所及び川代ダム管理所）

1 関係機関に対する通知

ダム管理所からの放流開始及び放流量増加に伴い、下流の水位、流量等に変化が生じるときは、下記のとおり連絡通知される。



※川代ダム管理所からの通知はFAXのみ

2 一般に周知させるための措置（警報活動）

(1) 警報車による警告

河川水位上昇の約 15 分前を目安に警報車（緊急自動車）による巡視及び拡声器による警告が行われる。

(2) 警報局による警告

ダム地点では放流開始の約 10 分前まで、ダム地点以外では河川の水位が上昇する約 10 分前までに警報局から拡声器及びサイレンによる警告が行われる。

市域に関係する東条川流域の警報局については、次のとおりとなっている。

区 間	警報局名称	A L 番号	設置場所	地図番号
大川瀬ダム～ 加古川合流部	奥ノ開地警報局	A L 3	秋津奥ノ開地 1973-42	1
	一ノ井警報局	A L 4	少分谷	2
	住吉橋警報局	A L 5	長貞石間 687-1	3
	梅ヶ坪警報局	A L 6	長貞梅ヶ坪 1023-1	4
	掬鹿谷警報局	A L 7	掬鹿谷	5
	天神警報局	A L 8	天神	6
	岡本警報局	A L 9	岡本川ノ上	7
	永久橋警報局	A L 10	岡本西之カチ	8
	新定警報局	A L 11	新定東 886-1	9
	旭橋警報局	A L 12	吉井栗町 782-2	10
	東垂水警報局	A L 13	東垂水久保市 327-12	11
	新橋警報局	A L 14	松沢西之カチ 424-1	12
	久保ノ下警報局	A L 15	小野市曾根町久保ノ下 745	13
	東苗代警報局	A L 20	小野市久保木町東苗代 531	14
	久保木町警報局	A L 21	小野市久保木町	15
	古川橋警報局	A L 22	小野市古川町村下 473-1	16
	喜多警報局	A L 23	小野市喜多町土井 62-2	17
鴨川ダム～ 東条川合流部	ダム警報局	—	秋津泉ヶ谷 2037-47	18
	古家警報局	A L 1	秋津道下 302-1	19

第7節 水防に関する情報等の収集

水防に関する情報等の収集にあつては、フェニックス防災端末やインターネット等を活用して的確な情報収集に努める。

第6章 雨量及び水位の観測所

加古川水系における雨量観測所及び水位観測所は、次のとおり設置されている。

1 雨量の観測所

(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地
天神	東条川	天神
氷上	葛野川	丹波市氷上町上新庄
火打岩	畑川	丹波篠山市畑宮
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町
杉原	杉原川	多可郡多可町加美区市原
今田	東条川	丹波篠山市今田町本荘
青垣	加古川	丹波市青垣町桧倉
柏原	柏原川	丹波市柏原町柏原
福住	糺井川	丹波篠山市福住
八千代	野間川	多可郡多可町八千代区中野間
板波	加古川	西脇市高松町中川原

(2) 気象庁（神戸地方气象台）所管

観測所名	河川名	所 在 地
柏原	加古川	丹波市柏原町柏原
西脇	加古川	西脇市上比延町

(3) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名	河川名	所 在 地
社	下川	社
馬瀬	三草川	馬瀬
西脇	加古川	西脇市小坂町
中町	杉原川	多可郡多可町中区中村
加美	杉原川	多可郡多可町加美区西山
中畑	畑谷川	西脇市中畑町
下野間	野間川	多可郡多可町八千代区下野間
柏原	柏原川	丹波市柏原町柏原
青垣	加古川	丹波市青垣町佐治
山南	篠山川	丹波市山南町谷川
篠山	篠山川	丹波篠山市郡家
今田	東条川	丹波篠山市今田町市原
東本荘	篠山川	丹波篠山市東本荘
稲継	加古川	丹波市氷上町稲継
北和田	加古川	丹波市山南町北和田
青田	篠山川	丹波市山南町青田

2 水位の観測所

(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所在地	水位設定 (m)			
			水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断	氾濫 危険 (危険)
谷川	篠山川	丹波市山南町谷川	2.50	3.70	--	--
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町	1.50	3.00	--	--
板波	加古川	西脇市高松町中川原	2.00	3.50	4.20	5.00
大門	加古川	大門	--	--	--	--
古川第二	東条川	小野市久保木町	1.00	1.90	--	--

(2) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名		河川名	所在地	水位設定 (m)				
				水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断	氾濫 危険 (危険)	氾濫 開始 相当
吉井	上流	東条川	吉井	1.50	2.00	3.30	3.90	4.77
	下流					3.70	4.40	5.79
家原		千鳥川	家原	1.40	2.30	2.70	3.10	4.17
上戸 田	上流	加古川	西脇市上戸田	2.90	3.90	3.90	4.60	7.85
	下流					4.30	5.00	5.72
西脇		杉原川	西脇市小坂町宮ノ前	2.30	3.10	3.10	3.80	4.87
中町		杉原川	多可郡多可町中区中村	2.10	2.50	2.50	2.90	4.03
下野 間	上流	野間川	多可郡多可町八千代区 下野間	1.60	2.00	2.00	2.70	3.58
	下流				2.30	2.80	3.40	4.31
本郷		加古川	丹波市氷上町本郷	2.30	3.30	3.50	4.60	6.04
西中		加古川	丹波市氷上町氷上	1.90	2.80	--	--	--
青垣		加古川	丹波市青垣町佐治	1.30	1.60	--	--	--
上成松		葛野川	丹波市氷上町上成松	2.20	2.80	3.20	3.40	3.89
篠山		篠山川	丹波篠山市糯ヶ坪	1.80	2.50	3.00	3.50	4.89
東本荘		篠山川	丹波篠山市東本荘	2.10	2.60	--	--	--
今田		東条川	丹波篠山市今田町市原	2.00	2.40	2.50	2.90	3.77
宮田		宮田川	丹波篠山市宮田	2.70	3.20	3.30	3.60	3.91
小南		柏原川	丹波市柏原町柏原	1.50	1.80	1.90	2.10	3.10
高谷川上流		高谷川	丹波市氷上町稲継	1.40	2.00	2.20	2.70	3.28

第7章 施設等の監視

第1節 施設等の監視

1 量水標及び堤防監視

気象等の状況から水防活動が必要と予想される場合及び水防対策本部が設置された場合は、職員及び消防団が互いに連携して量水標の監視及び堤防監視にあたるものとする。

2 樋門及びため池等の監視

樋門及びため池の管理者は、平時工作物の点検をなし、出水時の操作に支障のないようにする。また、出水状況によっては市長と協議し、必要な措置をとるとともに、その状況を加東土木事務所又は加古川流域土地改良事務所に報告するものとする。

3 ダムの監視

ダムの管理者は、操作規程、管理規程等に基づき加東土木事務所等に通知するものとされている。

第2節 重要水防箇所等の巡視

水防状況等を把握するため必要があると認めるときは、職員又は消防団により重要水防箇所及び危険が予想される箇所等を巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、加東土木事務所長及び河川管理者に報告するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第8章 水防活動

第1節 水防作業

市長は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。ただし、安全が確保できないと判断した場合はこの限りではない。

また、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、出水時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努める。

- (1) 必要と認められる区域内の住民等に直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

第2節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに市長から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第3節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第 9 章 避難のための立退き

市長は、洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、法第 29 条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

なお、立退きを指示する場合には、加東警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。

第 10 章 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

警 鐘 信 号				サ イ レ ン 信 号					
第 1 信号	○ 休 止	○ 休 止	○ 休 止	約 5 秒	約 15 秒	約 5 秒	約 15 秒	約 5 秒	約 15 秒
				○	—休止—	○	—休止—	○	—休止—
第 2 信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約 5 秒	約 6 秒	約 5 秒	約 6 秒	約 5 秒	約 6 秒
				○	—休止—	○	—休止—	○	—休止—
第 3 信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約 10 秒	約 5 秒	約 10 秒	約 5 秒	約 10 秒	約 5 秒
				○	—休止—	○	—休止—	○	—休止—
第 4 信号	乱 打			約 1 分	約 5 秒	約 1 分			
				○	—休止—	○	—休止—		
	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。								

- (1) 第 1 信号 河川又はため池では量水標が氾濫注意（警戒）水位に達したことを知らせるもの。
- (2) 第 2 信号 消防団及び消防機関が直ちに出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第 3 信号 当該区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

第 11 章 水防関連施設

水防上必要な設備等として防災備蓄倉庫、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等を市地域防災計画と整合を図り、計画的な整備・確保に努める。

なお、ため池の管理者は、ため池水防上の必要に応じて所要の器具、資材を備えておくものとする。市内における水防関連施設にあつてはテレメータによる雨量、水位観測所を除き次のように配備されている。

1 水防倉庫等

(1) 市防災備蓄倉庫及び車庫

名 称	位 置	名 称	位 置
中央防災備蓄倉庫	社 66 番地 1	旧滝野庁舎車庫	下滝野 1269 番地 2
社地区防災備蓄倉庫	家原 12 番地 35	上滝野防災備蓄倉庫	上滝野 1167 番地 5
福田地区防災備蓄倉庫	沢部 613 番地 5	滝野南防災備蓄倉庫	高岡 1013 番地 1
米田地区防災備蓄倉庫	上久米 253 番地 10	北野防災備蓄倉庫	北野 791 番地
上福田地区防災備蓄倉庫	上三草 985 番地 2	旧東条庁舎車庫	天神 125 番地
鴨川地区防災備蓄倉庫	下鴨川 209 番地 1		

品名 倉庫名	エンジン カッター	チェンソー	かすがい	オノ	カナヅチ	カマ	カラーコーン	カラーバー	クギ (kg)	コードリール	ジョレン	スコップ	ナタ	ツルハシ	ノコギリ	バール	タコツチ	ペンチ	ハンマー	脚立	掛矢	バケツ	バリケード	ブルーシート	ヘルメット
中央	3	3	50	8	33	42	108	100	315	40	59	63	8	55	10	10		11	10	4	17	89	40	76	95
社	2	2	70	10		30			50	2	50	80	10	50	20	9	10	20	9		30			45	150
福田	2	2	100	10		30			50	3	50	80	10	50	20	10	10	18	10		30			51	151
米田	2	2	100	10		30			50	2	49	80	10	50	20	10	10	20	10		30			52	150
上福田	2	2	100	10		30			50	2	50	80	10	50	20	10	10	20	10		30			51	150
鴨川	2	2	100	10		30			50	2	49	95	10	49	20	10	10	20	10		30			50	150
旧滝野	1	1		6	10	9	8	3	12	1	15	15	6	15	5	5		5	6		5	30	8	25	32
上滝野			100		4				10		17	20	5	5	4	10		6	4		4		17	7	50
滝野南				2	6	2			20		17	25	4	11	3				5	1	14	100	11	40	
北野			100		5				10		20	20	5	5	5	10		10	5		5		10	20	36
旧東条	1	1		6	10	6	22	10	15	1	14	15	3	15	4	4		4	4		4	27	3	40	

品名 倉庫名	トラロープ (m)	一輪車	回転灯	拡声器	空気入れ	鋼杭	木杭	針金 (110 m)	竹籠	土囊	水土囊	土囊袋 (袋)	土囊袋 (1t)	投光器	発電機	番線	番線切り	携帯投光器	台車	担架	農業用フォーク	ジャッキ	ストーブ	トイレ (車椅子対応)	トイレ (洋式)
中央		10	8	18	3	179	103	13	3	200	265	3,601		36	4	800	1		2	11	15	6	3	2	5
社	1,000	10			1	200	217	4		900		421		9	2				1	5					
福田	1,000	10			1	200	200	4		550		1,587		10	2				1	5					
米田	1,000	10			1	200	200	4		630		366		10	2				1	5					
上福田	1,000	10			1	200	200	4		910		400		9	2				1	5					
鴨川	1,000	10			1	200	200	4		400		1700		10	2				1	5					
旧滝野		6				50	43	1	2		100			2	1	200	1			1		1	4		
上滝野	200	3				47		8		480	83	1,246	55			200	2		1	2					
滝野南	50	3				50	347	2			50	2,053	50			335	5								
北野		3			1	60	30	9			80	820	50			200	1			2					
旧東条		4				45	31	1	2	400	100	15,998		1	1	136				1		1	3		

品名 倉庫名	トイレ (和式)	トイレ (電動式)	テント (トイレ用)	テント	寝袋	懐中電灯	ヘッドライト	ポリタンク	オイルブロッター	竹ぼうき	カップ	予備燃料 (ガソリン)	予備燃料 (混合油)	オイル (ℓ)	誘導棒	救命胴衣(大)	救命胴衣(小)
中央	5	3	1	4	4	58	13	18	200	2	111	18	10	6	6	18	6
社							15			2		10	5	4		10	
福田							8			2		10	5	4		10	
米田							15			2		10	5	4		5	
上福田				1			14			2		10	5	8		5	
鴨川							10			2		10	5	4		5	
旧滝野						19			200		31	18	10	4			
上滝野							20									25	6
滝野南									94								
北野										1							
旧東条								2	93			20	10	4			

(2) 加東土木事務所

品名 事務所名	ビニール袋等	むしろ	なわ	ロープ	杭	針金	釘	かすがい	スコップ	かけや	たこづち	のこぎり	おの	かま	なた	じょれん	つるはし	ペンチ	皿かご	にない棒	懐中電灯	鍬	金づち	救命ブイ
単位	枚		巻	m	本	kg	kg	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	荷	本	個	丁	丁	個
本所	2,250		29	1,716	300	311	11	50	40	19	2	10	25	24	6	20	20	10	45	30	30	10	18	3

2 量水標

(1) 市所管

名 称	河川名	岸別	所 在 地	備 考	番号
やかの上樋門	加古川	左	西垂水地先		1
上田第1排水樋門	加古川	左	野村		2
平安橋	千鳥川	左	窪田	量水標のみ	3
窪田樋門	千鳥川	左	窪田		4
落合橋	千鳥川	左	木梨	量水標のみ	5
上田樋門	出水川	右	上田		6
久保木橋の下流排水路	東条川	右	屋度	量水標のみ	7
住吉橋	鴨川	左	上鴨川	量水標のみ	8
闘竜橋	加古川	右	上滝野	量水標のみ	17
堀田橋	油谷川	左	河高	量水標のみ	18
臨幸橋	東条川	中	天神	量水標のみ	19

(2) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

名 称	河川名	岸別	所 在 地	備 考	番号
上田第3排水樋門	加古川	左	上田		9
大門水位観測所	加古川	左	大門		10
福田樋門	加古川	右	河高		11
社樋管	加古川	右	河高		12
安取排水樋管	加古川	右	河高		13
安取排水樋門	加古川	右	河高		14

(3) 県土整備部（加東土木事務所）所管

名 称	河川名	岸別	所 在 地	備 考	番号
家原水位観測所	千鳥川	右	家原	観測所は左岸	15
吉井水位観測所	東条川	右	吉井		16
穂積第1樋門	千鳥川	右	河高（穂積）		20
穂積第2樋門	千鳥川	右	河高（穂積）		21
穂積第3樋門	千鳥川	右	穂積		22

3 主な排水樋門等

(1) 市所管

施 設 名	河川名	岸別	支川名	所在地	形式	開閉装置	備考	番号
やかの上樋門	加古川	左	-----	西垂水地先	ローラー ゲート式	電動・ ハンドル		1
上田第1排水樋門	加古川	左	排水路	野村 979-1	スライド ゲート式	ラック・ ハンドル		2
上田第2排水樋門	加古川	左	排水路	野村 647-14	スライド ゲート式	ラック・ ハンドル		3

(2) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

施 設 名	河川名	岸別	支川名	所在地	形式	開閉装置	備考	番号
上田第3排水樋門	加古川	左	女夫岩川	28.6 k m + 22.0	ローラー ゲート式	電・動・ ハンドル		4
福田樋門	加古川	右	中条川	31.0 k m + 115.0	ローラー ゲート式	電・発・ ハンドル		5
社樋管	加古川	右	排水路	30.8 k m + 138.0	ローラー ゲート式	ラック・ ハンドル		6
安取排水樋管	加古川	右	河原田川	30.4 k m + 2.1	フラップ ゲート式	-----		7
安取排水樋門	加古川	右	安取川	29.8 k m + 167.5	ローラー ゲート式	電・発・ ハンドル		8

(3) 県土整備部（加東土木事務所）所管

施 設 名	河川名	岸別	支川名	所在地	形式	開閉装置	備考	番号
窪田樋門	千鳥川	左		窪田	スライド ゲート式	ラック・ ハンドル	管理 協定	9
穂積第1樋門	千鳥川	右		河高(穂積)	スライド ゲート式	ラック・ ハンドル		10
穂積第2樋門	千鳥川	右		河高(穂積)	スライド ゲート式	ラック・ ハンドル		11
穂積第3樋門	千鳥川	右		穂積	スライド ゲート式	ラック・ ハンドル		12
上田樋門	出水川	右		上田	スライド ゲート式	ラック・ ハンドル	管理 協定	13

第 12 章 輸送の確保

1 輸送連絡経路

水防本部は、非常の際、重要水防区域への水防要員、水防資器材等の輸送及び加東土木事務所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。

輸送車の確保、配備及びその他必要な事項については、地域防災計画風水害等対策編を準用する。

2 異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準

異常気象時における通行が規制される区間及び規制の基準は次のとおりとされている。

異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準（加東土木事務所）

路線番号 路線名	規制区間		規制基準(mm)		気象等 観測所	危険 内容	迂回路	指標
	所在地	延長 (km)	通行 注意	通行止				
75 小野藍本線	秋津	1.0	70	100	三田	落石 冠水	市道 (一) 下相野森線 (一) 大川瀬吉川線	土壌雨量 指数

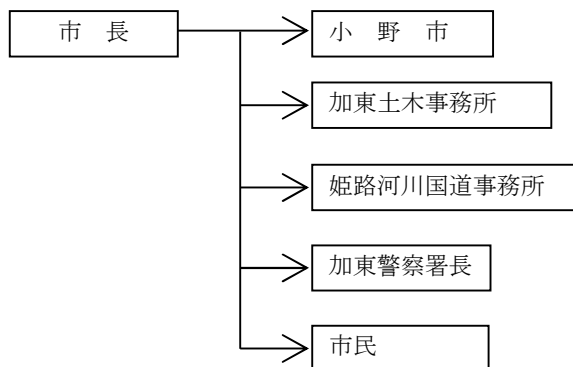
特殊通行規制区間及び通行規制条件（加東土木事務所）

路線番号 路線名	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	備考
	所在地	延長 (km)				
204 社町停車場線	河高 貝原	0.2	震度 5 以上の地震 が発生したとき	橋梁損傷	(国) 372 号	(福田橋)

第13章 決壊の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊の通知

市長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。



第2節 決壊後の処置

市長は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第14章 関係団体との相互協力と応援

第1節 水防関係機関等との連絡

- (1) 国土交通省、気象庁、県及び近接水防管理団体等水防に関係する機関の連絡先等を把握しておくとともに会議等において水防に関する情報収集・交換等を図り水防活動が円滑に実施できるようにしておくものとする。
- (2) 県水防組織としての現地指導班（加東土木事務所）と緊密な情報連絡をとるとともに必要に応じて技術指導を受けるものとする。
- (3) ため池については加古川流域土地改良事務所の指導を受けるものとする。

第2節 隣接水防管理団体相互の協力と応援

緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求めるものとし、応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとする。

応援は、法第23条の規定及び相互応援協定に基づき行動する。

また、出水時においては、河川水位等について隣接水防管理団体と緊密な情報連絡をとるものとする。

第3節 警察署との協議

市長は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退等が必要と認められる事項について加東警察署長と協議しておくものとする。

1 警察通信施設の使用（法第27条）

市長及び消防団長、又はこれらの者の命を受けた者（以下「水防関係者」という。）は、水防上緊急を要する通信のために、警察通信施設を使用することができる。

2 警戒区域設定（法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。ただし、この場合において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、その職権を行うことができる。

3 警察官の援助の要求（法第22条）

市長は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

4 立退きの指示（法第 29 条）

洪水又は雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。市長が指示をする場合においては、加東警察署長にその旨を通知しなければならない。

第 4 節 自衛隊の災害派遣要請要求

救援を必要とする緊急事態が生じた場合は、市地域防災計画に定めるところにより、知事に対し陸上自衛隊（姫路・青野原駐屯地）部隊等の派遣の要請を要求するものとする。

第 15 章 水防記録及び報告

第 1 節 水防記録

市長は、次の水防記録を作成し、保管する。

- (1) 水防実施状況報告書（別記様式）
- (2) 法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
- (3) 法第 24 条の水防従事者又は傭入れられた者の住所氏名及び出動時間並びにその理由
- (4) 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況
- (5) 法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- (8) 法第 29 条による立退き指示の事由及びその状況
- (9) 加東警察署の援助状況
- (10) 自衛隊の災害派遣要請を知事に要求した場合はその活動状況
- (11) 現地指導の公務員の職氏名
- (12) 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- (13) 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- (14) 警戒中の水位観測表
- (15) 法第 34 条第 1 項の水防協議会の設置
- (16) 法第 32 条の 2 水防訓練の概要

第 2 節 報告

1 知事への報告

市長は、次の事項を河川に関しては加東土木事務所長を経由し、ため池に関しては、加古川流域土地改良事務所長を経由し、知事に対し 3 日以内に報告するものとする。

- (1) 前節の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(15)の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 土木事務所長等への報告

市長は、次の事項についてその都度報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位又は最高水位に達したとき及び氾濫注意水位（警戒水位）から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第23条第 1 項による他の水防管理団体又は消防機関に応援を求めたとき

- (6) 法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- (7) 法第29条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者（小野市）並びにダム、樋門及びため池等の管理者へ、(2) (6) 及び(7)については、加東警察署長、隣接水防管理者及び加東健康福祉事務所長へ通報する。

3 本部長への報告

各班長は、各部長等を通じて、次の事項を本部長へ報告又は伺うものとする

- (1) 警戒中の水位観測の状況
- (2) その他警戒中の水位並びに災害危険の状況
- (3) 水防のための出動待機及び解散命令の時刻（伺）
- (4) 水防要員の出動人員職氏名及び出動中の時間（記録し報告）
- (5) 堤防その他の施設等の損傷カ所、種類、延長及びこれに対する処置工法並びにその効果（速報）
- (6) 資材、器具等の使用数量（速報又は記録）
- (7) 資材、器具等の破損数量（速報又は記録）
- (8) 前節中の(3)、(5)、(6)、(9)、(11)及び(12)項の事項（速報）
- (9) ため池の危険が予知されたとき又は危険が切迫したとき（速報）
- (10) その他、報告又は伺いが必要と認められる事項

4 姫路河川国道事務所への連絡

加古川及び東条川の国土交通省直轄区間にあっては水防警報出動から解除までの間以下の情報を連絡する。

- (1) 堤防等巡視情報（通常1時間毎、越水、決壊、浸水等異常があった時は即刻）
- (2) 流域の被害状況及び避難状況
- (3) 情報伝達状況
- (4) 水防活動状況

第 16 章 水防通信

1 災害時における通信手段

地域防災計画風水害等対策編に定める通信手段による。

2 専用通信施設の使用

法第 27 条第 2 項の規定により、水防のため緊急を要するときは、次の通信手段を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 気象官署通信施設
- (3) 鉄道通信施設
- (4) 電気事業通信施設
- (5) その他専用通信施設

第 17 章 住民に対する周知

第 1 節 周知事項

次において必要と認められるものを周知する。

- (1) 気象予警報等
- (2) 災害予報
- (3) 災害情報と水防情報
- (4) 避難の指示及び立退き先の指示
- (5) 居住者等の水防出動
- (6) 水防解除
- (7) その他必要な事項

第 2 節 周知方法

周知の内容により適切と認められるものを用いて行う。

- (1) 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機
- (2) C A T V
- (3) かとう安全安心ネット（メール配信）
- (4) ひょうご防災ネット（スマートフォン用アプリ）
- (5) ホームページ
- (6) 電話、ファクシミリ等
- (7) サイレン等（特に緊急を要するとき）
- (8) 広報車
- (9) 消防関係車
- (10) 放送事業者（テレビ・ラジオ）との連携（Lアラート（災害情報共有システム）を經由した連携を含む）
- (11) 消防団、自主防災組織、民生委員及び児童委員等人的ネットワーク
- (12) アマチュア無線等情報ボランティアの協力

第 18 章 避難

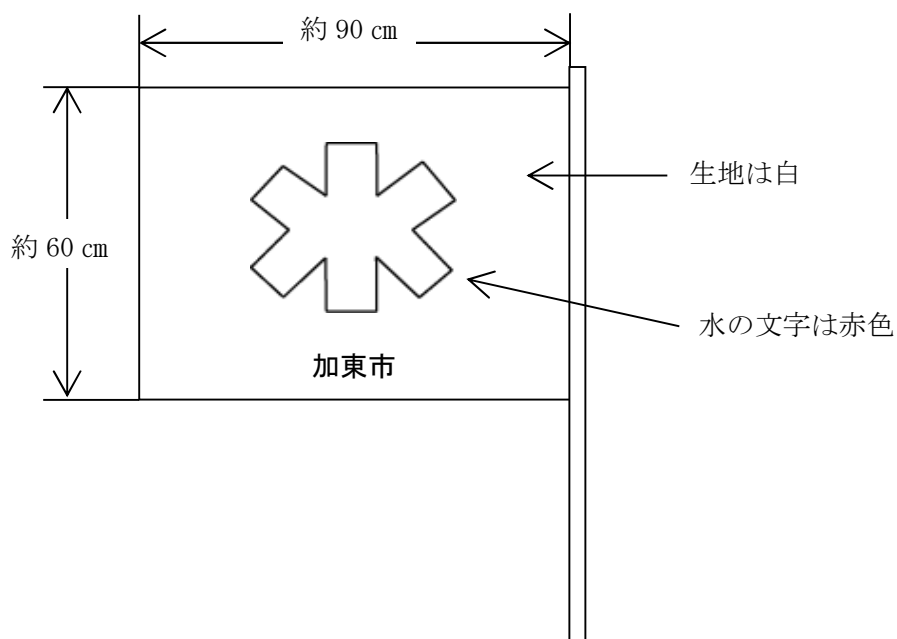
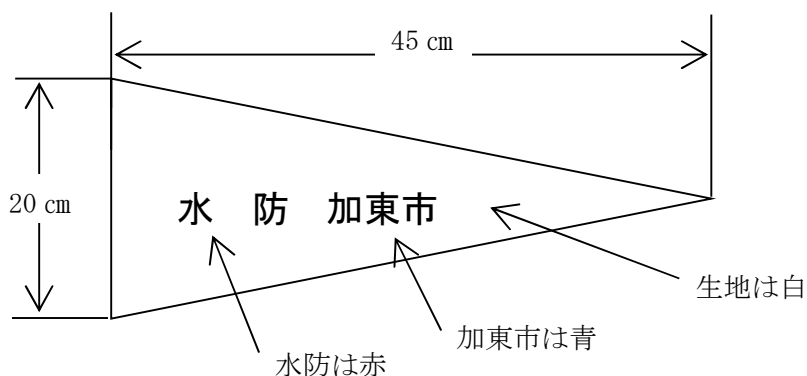
地域防災計画風水害等対策編を準用する。

第 19 章 車両優先通行標識及び身分証明書

第 1 節 車両優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は、次の標識を設備し、あらかじめ公安委員会の指定を受けておくものとする。なお、水防用緊急自動車として使用するときは、赤色ランプを点灯するとともに警鐘又はサイレン吹鳴を併用するものとする。

- (1) 赤色ランプ
- (2) 警鐘又はサイレン
- (3) 標旗



第2節 身分証明書（証票）

法第 49 条第 2 項の規定により水防計画を作成するために必要な土地に立ち入る場合において提示する身分を示す証票は、次に定めるものとし、関係人の請求があったときはこれを提示するものとする。

← 17 cm → 水 防 加 東 市 ↑ 10 cm ↓ 文字は赤字 白地	表 水防職員の証 第 号 交付 年 月 日 水 防 所 氏 生 年 月 日 属 名 (加東市水防管理者) 加東市長 裏 心 得 1 本証は、自己の身分を明らかにする。 2 記名以外の者の使用を禁ず。 3 本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返却する。 4 本証の身分に異動のあったときは速やかに訂正を受ける。 5 本証は、水防法第 49 条第 2 項に規定する土地立入証である。
---	--

第 20 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

- (1) 市の水防に要する費用は、法第41条の規定により市が負担する。
- (2) 法第 23 条第 1 項に基づく応援のために要する費用は、同条第 3 項の規定により応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、同条第 4 項の規定により両者の協議によって定める。
- (3) 市の水防によって他の市町が著しく利益を受ける場合は、法第 42 条第 1 項の規定によりその水防に要する費用の一部は、著しく利益を受ける市町が負担するものとし、他の水防管理団体の水防によって市が著しく利益を受ける場合は、市がその水防に要した費用の一部を負担する。その費用の額及び負担の方法は、同条第 2 項の規定により両者の協議によって定める。なお、協議が成立しない場合は、同条第 4 項により知事にあつせんを申請することができる。

第 2 節 公用負担

1 公用負担権限

法第 28 条第 1 項の規定により水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防団長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担命令権限証

法第 28 条の規定により公用負担を命じようとする市長又は消防団長は、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

第 号

公用負担命令権限証

職名

氏名

上記の者に〇〇区域における水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第28条第 2 項で規定する権限の行使を委任したことを証明する。

年 月 日

（加東市水防管理者）

加 東 市 長

3 公用負担命令書

法第28条第 1 項に規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書 2 通を作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第 号

公用負担命令書

目的物

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第28条の規定により使用（収用・処分）します。

年 月 日

様

加東市水防管理者

加 東 市 長

加東市消防団長

4 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 21 章 水防計画及び水防訓練

1 水防計画

- (1) 市長は、法第 33 条の規定に基づき、県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。ただしいずれも、あらかじめ防災会議に諮るとともに加東土木事務所長等に協議をしなければならない。
- (2) 水防計画の策定又は変更を行ったときは、加東警察署長に通知するとともに、その要旨を公表するものとする。

2 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中にしかも夜間に行うような場合もあるので、作業時に混乱をきたさないように次の事項等に留意して、充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測（雨量、水位、風速）
- (2) 通報（無線、電話）
- (3) 動員（消防団、居住者の応援）
- (4) 輸送（資材、器材、人員）
- (5) 工法（各水防工法）
- (6) 排水門・取水門、角落しの操作
- (7) 避難、立退き
- (8) その他地区の特異性

資 料

- 1 加東市水防実施状況報告書
- 2 水防関係機関一覧
- 3 重要水防箇所等位置図
- 4 土砂災害警戒区域位置図
- 5 防災関連施設位置図
- 6 水防法

79

[illegible]

2 水防関係機関一覧

水防関係機関		NTT 電話 衛星電話	NTTFAX 衛星 FAX
兵庫県	水防本部 (県土整備部土木局河川整備課)	078-362-3571 7-151-4419	078-362-3922 7-151-6722
	加東土木事務所 (管理課)	42-9387 7-15187-185-515	42-5137 7-15187-185-637
	北播磨県民局 (総務防災課)	42-9304 7-15187-185-1206	42-4704 7-15187-185-630
	加東健康福祉事務所 (監査・福祉課)	42-9357	42-4050
	加東農林振興事務所 (管理課)	42-9486	42-7232
	加古川流域土地改良事務所 (農村計画第2課)	0794-82-9843 7-185-1429	0794-83-6835
	東播土地改良区	42-1308	42-7537

近隣水防 管理団体	西脇市 (防災安全課)	22-3111 7-213-52	22-1014 7-213-61
	小野市 (防災グループ)	0794-63-1000 7-218-52	0794-63-1093 7-218-61
	加西市 (危機管理課)	0790-42-1110 7-220-52	0790-43-1800 7-220-61
	多可町 (生活安全課)	32-2380 7-361-52	32-3814 7-361-61
	丹波篠山市 (市民安全課)	079-552-1111 7-661-52	079-552-5665 7-661-61
	三田市 (危機管理課)	079-563-1111 7-219-52	079-559-1254 7-219-61
	三木市 (危機管理課)	0794-82-2000 7-215-52	0794-82-2278 7-215-61

近 隣 消 防 本 部 ・ 消 防 署	北はりま消防本部	27-8119	27-8124
	西脇消防署	22-0119	23-6119
	加西消防署	0790-42-0119	0790-42-3435
	加東消防署	42-0119	42-6406
	北はりま消防組合指令センター	48-0119 7-342-42	48-3149 7-342-62
	小野市消防本部	0794-63-0119 7-218-43	0794-63-6699 7-218-62
	三木市消防本部	0794-82-0119 7-763-43	0794-82-9167 7-763-62
	三田市消防本部	079-564-0119 7-767-43	079-563-1230 7-767-62
	丹波篠山市消防本部	079-594-1119 7-871-43	079-594-2070 7-871-62

警察	加東警察署 (警備課)	42-0110	42-6424
----	----------------	---------	---------

国	姫路河川国道事務所 (調査課) (小野出張所)	079-282-8503 0794-63-2792	079-222-5843 0794-62-8409
	近畿農政局 (鴨川・大川瀬ダム管理所)	079-568-1840	079-560-7087
	(川代ダム管理所)	079-596-0905	079-596-0903
	陸上自衛隊青野原駐屯地	0794-66-7301	

3 重要水防箇所等位置図（国管理）

図差込

3 重要水防箇所等位置図（県管理）

図差込

4 土砂災害警戒区域位置図 ①

図差込

4 土砂災害警戒区域位置図 ②

図差込

4 土砂災害警戒区域位置図 ③

図差込

5 防災関連施設位置図 ①

図差込

5 防災関連施設位置図 ②

図差込

5 防災関連施設位置図 ③

図差込

5 防災関連施設位置図 ④

図差込

5 防災関連施設位置図 ⑤

図差込

6 水防法

水防法

(昭和二十四年六月四日法律第百九十三号)

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

（平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に

関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(昭三〇法六一・昭三三法八・平六法四九・平一七法三七・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・令三法三一・一部改正)

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(昭三三法八・全改)

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(昭三三法八・追加、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(昭三三法八・追加)

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三〇法六一・昭三三法八・一部改正)

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(昭三〇法六一・追加、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正)

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(平一七法三七・追加)

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、

及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。
（昭二七法二五八・昭二九法一四〇・昭三五法一一三・平一一法八七・平一一法一六〇・平一七法三七・平二三法一〇五・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・一部改正）

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。
（平一一法八七・平二五法四四・一部改正）

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項 に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
（平二三法一二四・一部改正）

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。
（昭三〇法六一・昭三一法一四一・平一一法一六〇・平一三法四六・平一七法三七・平二三法一二四・一部改正）

（都道府県知事が行う洪水予報）

- 第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。
（平一三法四六・全改、平一七法三七・旧第十条の二繰下）

（水位の通報及び公表）

- 第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。
（昭三〇法六一・追加、平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第十条の三繰下・一部改正）

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

- 第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。
（平一七法三七・追加、平二五法三五・平二七法二二・一部改正）

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(平二七法二二・追加)

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(平二五法三五・追加、平二五法五四・一部改正、平二七法二二・旧第十三条の二繰下・一部改正)

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
(平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市長村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ (略)

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項 の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項 に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域 同法第五十五条 に規定する事項
- （平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二四・平二五法三五・平二六法一〇九・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正）

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
 - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
 - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
 - 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
 - 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
- （平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長村長に報告しなければならない。
- 6 市長村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第

一項及び第三項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(平二九法三一・追加)

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平二九法三一・追加)

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平二九法三一・追加)

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一

体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(平二九法三一・追加)

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(平二九法三一・追加)

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(平二九法三一・追加)

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(平二九法三一・追加)

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一三法四六・旧第十条の四繰下、平一七法三七・旧第十条の六繰下、平二三法一二四・一部改正)

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・旧第十条の五繰下、平一七法三七・旧第十条の七繰下・一部改正)

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(平一七法三七・旧第十一条繰下・一部改正)

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平一七法三七・旧第十二条繰下・一部改正、平二九法三一・一部改正)

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(平一七法三七・旧第十三条繰下)

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十四条繰下・一部改正)

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十五条繰下)

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(昭三〇法六一・一部改正、平一七法三七・旧第十六条繰下・一部改正)

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(平一七法三七・旧第十七条繰下)

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(平一七法三七・旧第十八条繰下・一部改正)

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(平一七法三七・旧第十九条繰下・一部改正)

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(昭三〇法六一・昭五九法八七・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十条繰下)

(公用負担)

第二十八條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

ならない。

(平一七法三七・旧第二十一条繰下・一部改正、平二七法二二・平二九法三一・一部改正)

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(平一七法三七・旧第二十二条繰下・一部改正、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一七法三七・旧第二十三条繰下)

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十四条繰下)

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(平二三法一二四・追加、平二七法二二・平二九法三一・一部改正)

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(平二三法一二四・追加)

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号 に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

(平二三法一二四・追加)

第四章 指定水防管理団体

(平二三法一二四・改称)

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十五条繰下・一部改正、平二三法一〇五・一部改正、平二三法一二四・旧第三十二条繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・一部改正)

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三三法八・平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十六条繰下・一部改正、平二三法一二四・旧第三十三条繰下、平二五法四四・一部改正)

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

(平一七法三七・旧第二十七条繰下、平二三法一二四・旧第三十四条繰下)

第五章 水防協力団体

(平一七法三七・追加)

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所

在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(平一七法三七・追加、平一八法五〇・平二五法三五・一部改正)

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平一七法三七・追加、平二五法三五・一部改正)

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(平一七法三七・追加)

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平一七法三七・追加)

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(平一七法三七・追加)

第六章 費用の負担及び補助

(昭三〇法六一・改称、平一七法三七・旧第五章繰下)

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(平一七法三七・旧第三十二条繰下)

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく

利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
 - 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
 - 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。
- (昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十二条の二繰下・一部改正)

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第三十三条繰下)

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(平二三法一二四・追加)

(費用の補助)

- 第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。
- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
 - 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。
- (昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十三条の二繰下・一部改正)

第七章 雑則

(平一七法三七・旧第六章繰下)

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(昭三〇法六一・全改、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条繰下・一部改正)

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条の二繰下・一部改正)

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(昭二七法二五八・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十条繰下)

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条の二繰下)

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(昭三三法八・一部改正、平一七法三七・旧第三十六条繰下・一部改正)

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(平一七法三七・旧第三十七条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平一一法一六〇・追加、平一七法三七・旧第三十七条の二繰下)

第八章 罰則

(平一七法三七・旧第七章繰下)

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十八条繰下)

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十九条繰下・一部改正)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者
(平二九法三一・追加)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第四十条繰下・一部改正、平二九法三一・旧第五十四条繰下)

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
(平一七法三七・全改)
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
(平一七法三七・全改)
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。
(平一七法三七・全改)

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月一一日法律第六一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年六月一一日法律第一四一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三二年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三十三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和四七年六月二三日法律第九四号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二一日法律第六九号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの

法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、

検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年一月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二四号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—

第六十七条)」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年十一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸

水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域(以下この条において単に「浸水想定区域」という。)」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(平成二九年政令第一五七号で平成二九年六月一九日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行)

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
（令和三年政令第二〇四号で令和三年七月一五日から施行）

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日